

山口市障がい者きらめきプラン

【第四次山口市障害者計画】

令和5年度～令和9年度

令和5年3月

山 口 市

「山口市障がい者きらめきプラン」の策定にあたって

山口市では、障がいのある人もない人も、誰もが自己の決定に基づいて社会に参加し、自己実現を目指す権利を有する主体として尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指して、平成30年3月に「山口市障がい者きらめきプラン(第三次山口市障害者計画)」を策定し、更には、令和3年12月に「山口市みんなの手話言語条例」を制定するなど、これまで鋭意取組を進めてきたところでございます。



この間、国においては、障害者総合支援法や児童福祉法の改正をはじめ、ユニバーサル社会実現推進法や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法を制定され、また、県においては、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」を制定されるなど、障がい児者に係る重要な法令の整備が進み、障がい者福祉を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした中、本市では、環境の変化や障がいのある人の多様化・複雑化する様々なニーズに的確に対応していくため、「山口市障がい者きらめきプラン(第四次山口市障害者計画)」を策定いたしました。この計画では、「障がいのある人もない人も、支えあい、認めあい、自分らしく共に暮らせるまちづくり」を基本目標とし、現計画との整合性を図りつつ、「地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進」、「社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進」、「共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進」の3つを基本方針として定め、各種施策に取り組むこととしております。

本計画を実現していくためには、市民の皆様をはじめ、各種団体、地域、事業者、行政等が連携し、各種施策に取り組んでいくことが重要となります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見や御提言をいただきました、障がい福祉施策懇話会の皆様をはじめ、アンケート調査等を通じて御協力いただきました多くの市民の皆様に対しまして、心からお礼申し上げます。

令和5年3月

山口市長 伊藤 和貴

目 次

第1章 計画策定にあたって	
1 計画策定の趣旨	1
2 法令改正等の動き	2
3 計画の位置付け	5
4 計画の対象者	6
5 計画の期間	7
6 計画の策定体制等	8
7 持続可能な開発目標(SDGs)との関係	10

第2章 障がい者の現状	
1 障がい者の状況	
1 障害者手帳の交付状況	11
2 発達障がい者の状況	17
3 難病患者の状況	18
4 自立支援医療の状況	19
5 障害支援区分の状況	21
6 障害福祉サービス支給決定者数の推移	22
7 障害福祉サービス事業所の状況	22
2 障がい児の状況	
1 障害者手帳(18歳未満)の交付状況	25
2 保育所・幼稚園・放課後児童クラブの状況	26
3 ことばの教室幼児部・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の状況	27
4 障害児通所支援事業所の状況	29
3 障がい者の就労状況	30

第3章 基本目標と基本方針	
1 基本目標	31
2 基本方針	31
3 施策体系	32

第4章 施策の方向性と取組	
基本方針1 地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進	
施策1-1 総合的な相談支援の推進	33
施策1-2 地域生活支援の推進	38
施策1-3 障がい児支援・発達支援の充実	46
施策1-4 保健・医療サービスの推進	54
基本方針2 社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進	
施策2-1 スポーツ・文化芸術活動等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり	57
施策2-2 雇用・就業の促進	61
基本方針3 共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進	
施策3-1 支えあう市民意識の醸成	64
施策3-2 合理的配慮の推進	68
施策3-3 ユニバーサルデザインの推進	71
施策3-4 安心できる生活の支援	77
施策3-5 人材の確保・育成	81

第5章 計画実現に向けての推進体制	
1 市の推進体制	83
2 関係機関との連携	83
3 市民や地域等との協働の推進	83
4 計画の普及・啓発	84
5 計画の評価と進行管理	84

用語解説	85
計画の策定経過	92
山口市障がい福祉施策懇話会設置要綱	93
山口市障がい福祉施策懇話会委員名簿	95

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成30年3月に策定された「山口市障がい者きらめきプラン(第三次山口市障害者計画)」に、「地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進」、「社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進」、「共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進」の3つを基本方針として定め、障がいのある人もない人も、人格と個性が尊重され、住み慣れた地域で安心して自分らしく共に暮らせる、地域社会での共生を目指し、障がい者福祉施策の推進に取り組んできました。

国においては、障害者基本法に基づいて、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、共生社会の実現に向け、令和5年3月に閣議決定された第5次障害者基本計画を策定されました。この第5次障害者基本計画では、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障がい者福祉施策の基本的な方向が定められています。

このような状況の中、「第三次山口市障害者計画」が令和4年度をもって計画期間を終了することから、障害者基本法、国の第5次障害者基本計画、世界の共通目標であるSDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の趣旨、障がいのある人やその家族などが抱えるニーズや意向などを踏まえた計画の見直しを行い、本市の新たな障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、「山口市障がい者きらめきプラン(第四次山口市障害者計画)」を策定するものです。

2 法令改正等の動き

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)の改正

平成28年6月、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、障がい児支援のニーズ多様化への対応、サービスの質の確保・向上へ向けた環境整備について規定され、平成30年4月に施行されました。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の改正

平成30年5月、基本理念として「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」に留意すべき旨が明確化され、また国及び国民の責務に、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道駅利用者による声かけ等)について規定され、同年11月に施行されました。

令和2年5月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げに加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の施策などソフト対策の強化について規定され、令和3年4月に全面施行されました。

(3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)の新規制定

平成30年6月、障がい者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とし制定、施行されました。

文化芸術の鑑賞、創造の機会の拡大、作品等の発表の機会の確保、文化芸術活動を通じた交流の促進拡大などの施策を推進します。

(4) ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律(ユニバーサル社会実現推進法)の新規制定

平成30年12月、全ての国民が障がいの有無、年齢等にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、障がい者、高齢者等の自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、ユニバ

ーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし制定、施行されました。

(5) 児童福祉法の改正

令和元年6月、児童虐待防止対策の強化を図るため児童の権利擁護や児童相談所の体制強化等について規定され、令和2年4月に施行されました。

令和4年6月、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うため、こども家庭センターの設置、児童発達支援センターの役割の明確化、機能強化、障害児入所施設からの円滑な移行調整等について規定され、令和6年4月に施行されます。

(6) 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)の改正

令和元年6月、障がい者の雇用を一層促進するため、障がい者の活躍の場の拡大に関する措置や、国及び地方公共団体における障がい者の雇用状況についての的確な把握等に関する措置を講ずることが規定され、令和2年4月に全面施行されました。

(7) 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)の新規制定

令和元年6月、視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし制定、施行されました。

(8) 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律の新規制定

令和2年6月、聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化を図るため、聴覚障がい者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの制度の創設等の措置について規定され、同年12月に施行されました。

(9) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)の改正

令和3年6月、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改めるなど規定され、令和6年4月に施行されます。

(10) 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(医療的ケア児支援法)の新規制定

令和3年6月、医療的ケア児を子育てする家族の負担を軽減し、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止する目的とし制定され、同年9月に施行されました。

(11) 山口市みんなの手話言語条例の新規制定

令和3年12月、手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進と手話の普及を図ることで、誰もが手話を使用しやすい環境を構築し、すべての市民が尊厳をもって共に生きる地域社会の実現のため制定され、令和4年4月に施行されました。

(12) 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)の新規制定

令和4年5月、全ての障がい者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要であることから、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資することを目的とし制定、施行されました。

(13) 障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例の新規制定

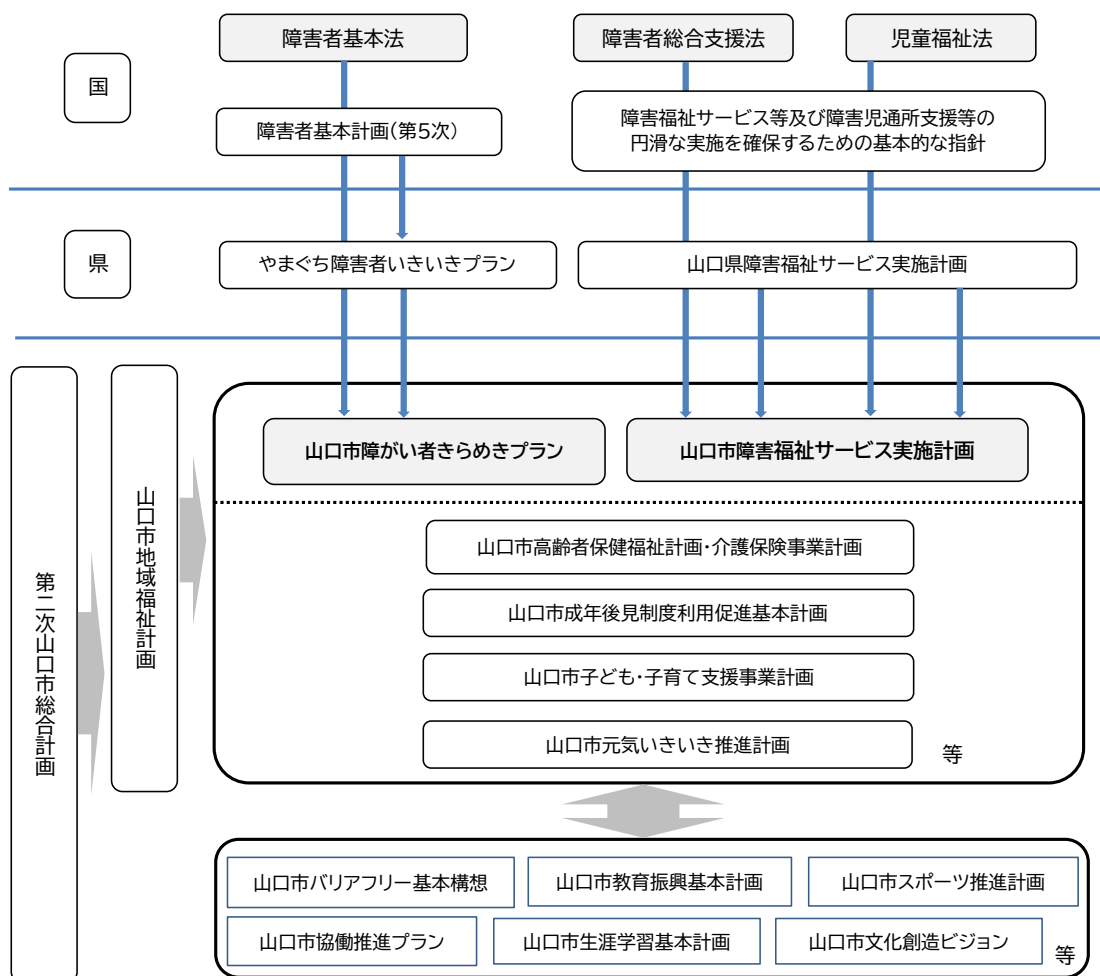
令和4年10月、障がいを理由とする差別を解消し、県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目的とし、制定、施行されました。

3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」として策定するもので、国の「障害者基本計画(第5次)」、山口県の「やまぐち障害者いきいきプラン」及び本市の「第二次山口市総合計画」を上位計画とし、「山口市地域福祉計画」など他の関連計画との整合性を図りながら、本市が取り組むべき障がい者福祉施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるものです。

また、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画として別に定める「障害福祉サービス実施計画」は、本計画の障害福祉サービス分野の数値目標などを定めた実施計画として位置付けています。

■計画の位置付けと関連計画



4 計画の対象者

本計画の対象者は、障害者基本法に基づき、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)、難病患者その他心身の機能に障がいのある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

「障害」の表記

この計画における「障害」の表記については、市で定める指針「「障害」を「障がい」と表記することについて」に基づき、「障害」という言葉が、人や人の状態を表す場合は「障がい」と表記します。それ以外の国の法令、地方公共団体の条例等に基づく制度や施設名、法人名、団体等の固有名詞等については、そのまま「障害」と表記します。

また、文中の「障がい者」の表記については、障がい児を含めたこの計画の対象者全てを表しています。対象が障がい児のみのときは、「障がい児」と表記しています。

5 計画の期間

本計画の期間は、「第二次山口市総合計画」における後期基本計画との整合性を図るため、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

なお、計画期間内であっても、関連する計画等との整合や社会情勢の変化などを考慮し、必要に応じて見直しを行うこととします。

計画期間

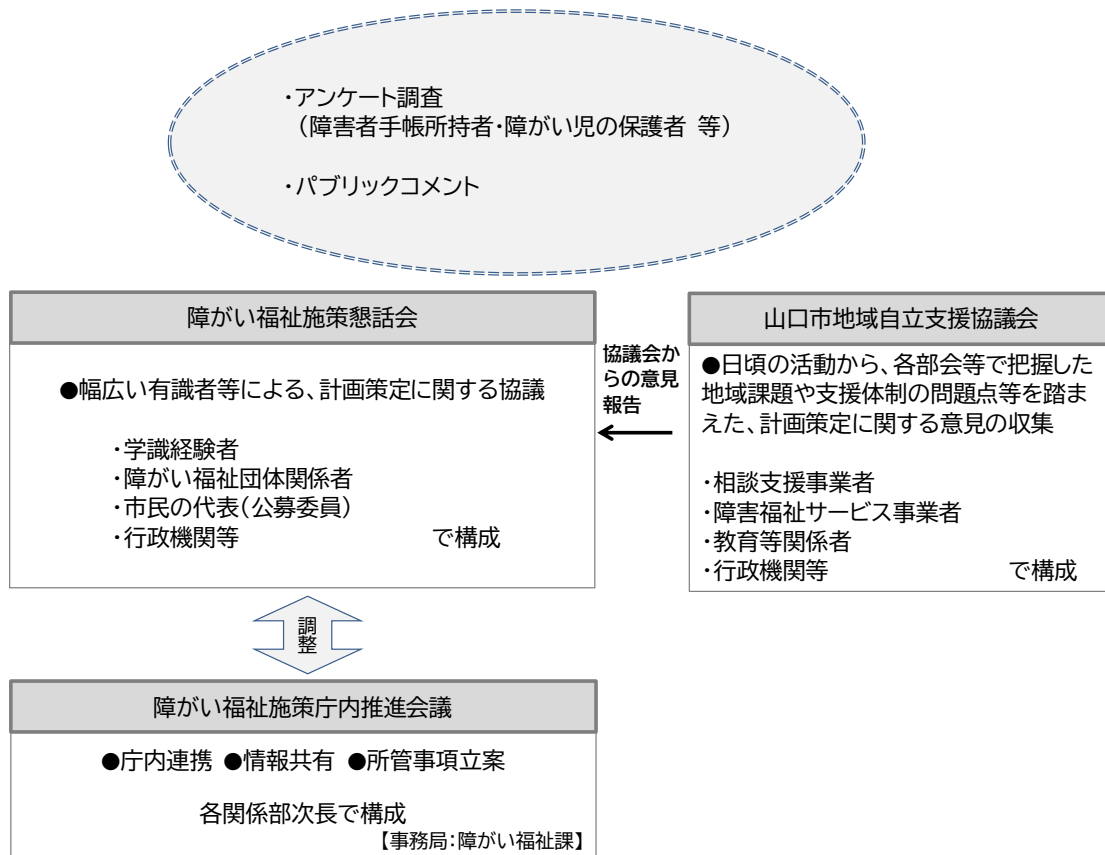
		H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)
国	障害者基本計画	障害者基本計画(第4次)					障害者基本計画(第5次)				
	障害福祉計画に係る基本指針	第5期			第6期						
県	やまぐち障害者いきいきプラン	やまぐち障害者いきいきプラン (2018~2023)									
山口市	総合計画	第二次総合計画									
	地域福祉計画	地域福祉計画 (平成30年度~令和4年度)					地域福祉計画 (令和5年度~令和9年度)				
	障害者計画	障がい者きらめきプラン (第三次障害者計画)					障がい者きらめきプラン (第四次障害者計画)				
	障害福祉サービス実施計画	障害福祉サービス実施計画 (平成30年度~令和2年度)			障害福祉サービス実施計画 (令和3年度~令和5年度)						
	高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画	第八次高齢者保健福祉計画 第七次介護保険事業計画			第九次高齢者保健福祉計画 第八次介護保険事業計画						
	成年後見制度利用促進基本計画				成年後見制度利用促進基本計画 (令和3年度~令和8年度)						
	子ども・子育て支援事業計画				第二期子ども・子育て支援事業計画						
	元気いきいき推進計画	元気いきいき推進計画 (平成27年度~令和5年度)									

6 計画の策定体制等

本計画の策定にあたっては、学識経験者、障がい福祉団体関係者、公募によって選ばれた市民等で構成される「山口市障がい福祉施策懇話会」を設置し、関係者や市民からの意見の集約を図るとともに、「山口市地域自立支援協議会」の意見も踏まえながら策定しました。

また、生活実態や支援ニーズ把握のためのアンケート調査及びパブリックコメントを行い、障がい者や市民等の意見を計画に反映させました。

《計画策定体制図》



■アンケート調査

	障がい者対象調査	障がい児等対象調査		
調査対象	令和4年3月1日時点の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者	令和4年5月1日時点の障害児通所支援利用者の保護者	令和4年5月1日時点の18歳未満の身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳所持者の保護者（左記除く）	各総合支援学校及び特別支援学級在籍児童生徒の保護者
目的	・策定に係る基礎資料	・相談支援体制検討のための基礎資料 ・療育以外のサービス等利用状況 ・本市に望む施策の把握 等		
関連施策	全般	基本施策1-3 障がい児支援・発達支援の充実		
配布数	1,000人	877人(重複者350人除く)		833人
		695人	532人	
抽出方法	層化抽出法	全対象者		
調査方法	郵送配布・郵送回収	郵送配布・郵送回収		各学校にて配布・郵送回収
回収数	550人	669人		
回収率	55.0%	669/1,489(1,710-重複した調査票221)=44.9%		
調査期間	令和4年4月1日～4月27日	令和4年5月25日～6月24日		

7 持続可能な開発目標(SDGs)との関係

SDGsは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標です。SDGsは、社会、経済、環境の3側面から捉えることのできる17のゴールを、統合的に解決しながら持続可能なよりよい未来を築くことを目標としています。本市においても、こうしたSDGsの理念に沿った取組を進めていく必要があります。



第2章 障がい者の現状

1 障がい者の状況

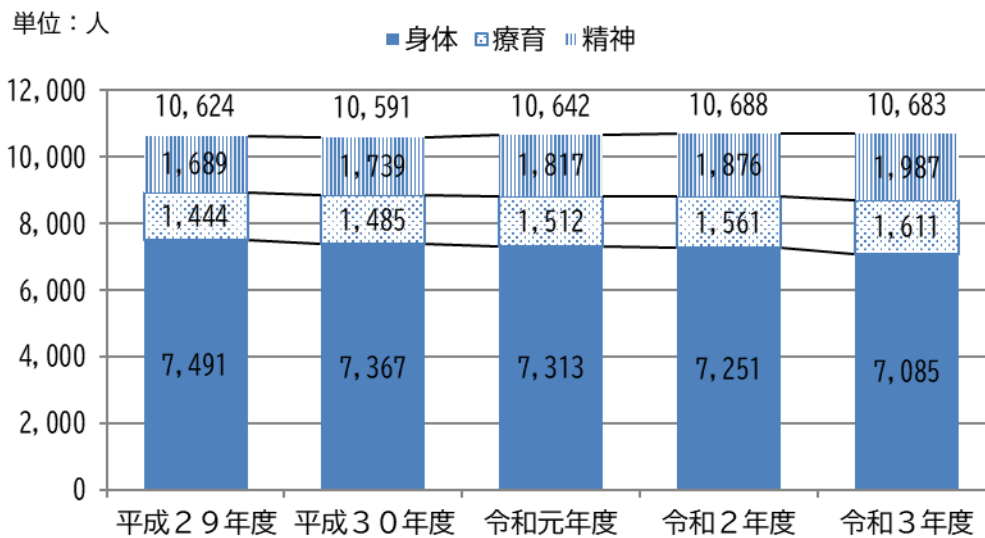
1 障害者手帳の交付状況

(1)手帳所持者の推移等

本市における障害者手帳所持者数は、ここ数年横ばい傾向にあり、令和4年3月31日現在、複数の障害者手帳所持者をそれぞれ1人と数えた場合の障害者手帳所持者数は10,683人で、住民基本台帳による総人口の約5.6%にあたります。平成29年度末の所持者数と比較すると、59人、0.6%の増となっています。

手帳の種類別でみると、この5年間で身体障害者手帳の所持者数は5.4%の減、療育手帳の所持者数は11.6%の増、精神障害者保健福祉手帳の所持者数は17.6%の増と、特に、療育手帳と精神障害者保健福祉手帳の所持者数の増加傾向が続いています。

手帳所持者の推移



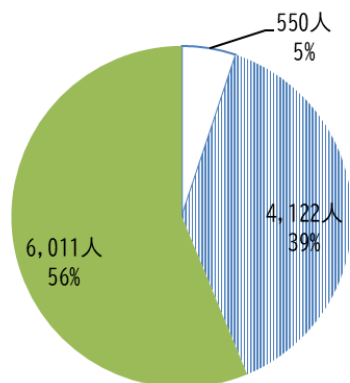
※複数の手帳を併せ持つ人がいるため、手帳所持者数の合計は、障がいのある人の実数とはなりません。

障がい福祉課 各年度3月31日現在

令和4年3月31日現在における障害者手帳所持者の年齢別の構成は、全体で見ると65歳以上が半数以上を占め、身体障害者手帳所持者では7割以上を占めていますが、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者では、18歳～64歳が7割を占めています。

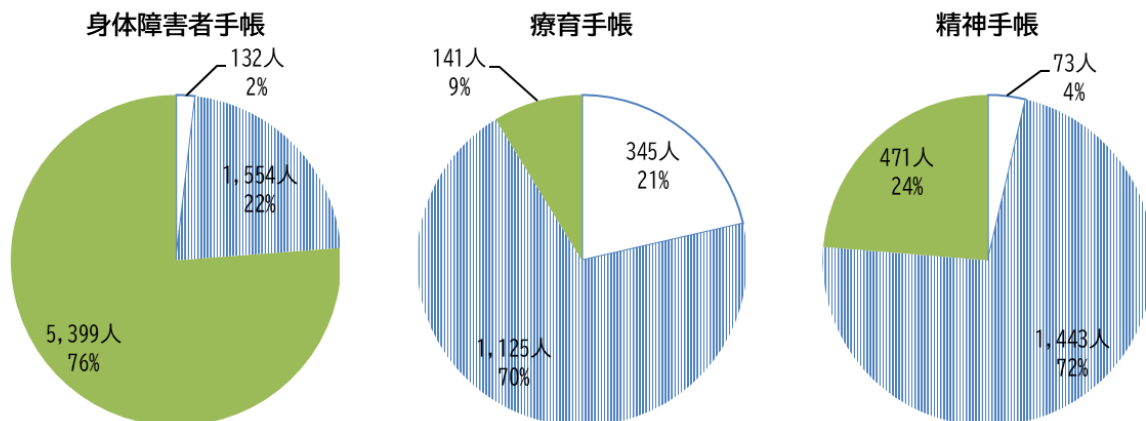
年齢別構成(全種別合計 R4.3.31 現在)

□ 18歳未満 ■ 18歳～64歳 ■ 65歳以上



年齢別構成(手帳種別 R4.3.31 現在)

□ 18歳未満 ■ 18歳～64歳 ■ 65歳以上



■ 障害者手帳所持者の年齢階層別構成

単位：人

	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	合計
18歳未満	132	345	73	550
18歳～64歳	1,554	1,125	1,443	4,122
65歳以上	5,399	141	471	6,011
合計	7,085	1,611	1,987	10,683

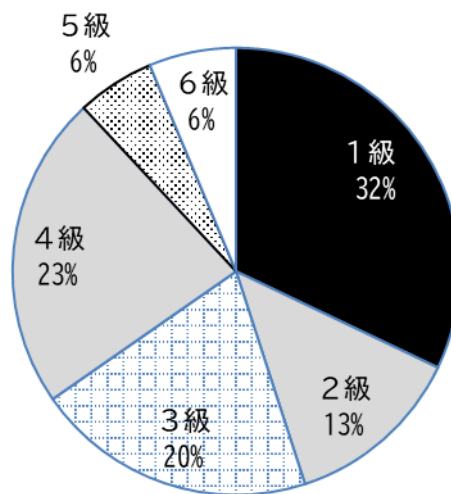
障がい福祉課 令和4年3月31日現在

(2)身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあります。

令和4年3月31日現在における総合等級別構成比は、1級・2級を合わせた重度が45%、3級・4級を合わせた中度が43%、5級・6級を合わせた軽度が12%となっています。

総合等級別構成比（R4. 3. 31現在）



■身体障害者手帳所持者の総合等級別構成

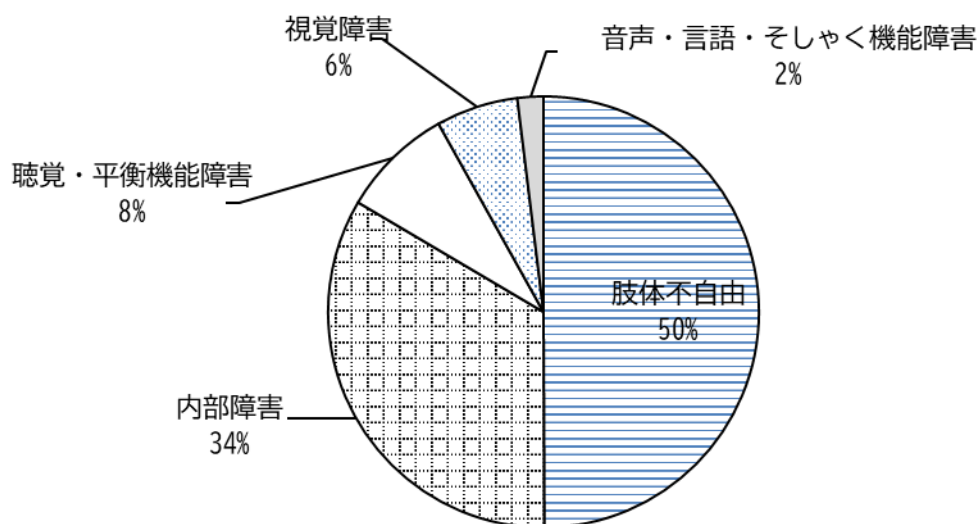
単位：人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所持者数		7,491	7,367	7,313	7,251	7,085
総合等級別所持者数	1級	2,336	2,313	2,302	2,327	2,273
	2級	954	963	961	946	916
	3級	1,501	1,498	1,504	1,452	1,439
	4級	1,781	1,704	1,654	1,634	1,611
	5級	454	422	430	440	399
	6級	465	467	462	452	447

障がい福祉課 各年度3月31日現在

令和4年3月31日現在における種類別構成比は、肢体不自由が50%と半数を占めており、次いで内部障害が34%、聴覚・平衡機能障害が8%、視覚障害が6%、音声・言語・そしゃく機能障害が2%となっています。

障がいの種類別構成比 (R4. 3. 31現在)



■身体障害者手帳の部位別・総合等級別の構成

単位：人

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障害	154	146	34	36	48	18	436
聴覚障害	26	110	75	116	4	235	566
平衡機能	2	1	20	0	7	0	30
音声・言語・そしゃく	56	3	47	32	0	0	138
肢体（上肢）	90	101	122	119	61	43	536
肢体（下肢）	418	412	508	857	241	148	2,584
肢体（体幹）	55	81	69	3	35	0	243
脳原性運動機能	121	27	15	7	3	3	176
心臓機能	934	5	345	165	0	0	1,449
腎臓機能	365	0	62	3	0	0	430
呼吸器機能	21	5	112	13	0	0	151
膀胱・直腸機能	17	16	21	252	0	0	306
肝臓機能	9	7	1	3	0	0	20
その他	5	2	8	5	0	0	20
合計	2,273	916	1,439	1,611	399	447	7,085

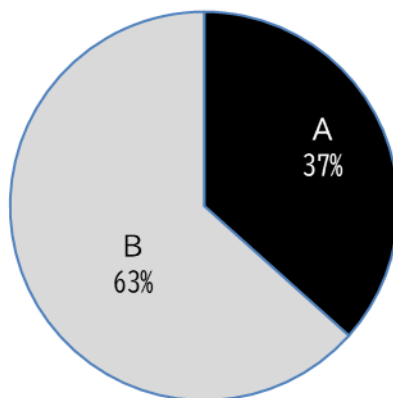
障がい福祉課 令和4年3月31日現在

(3)療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数は増加傾向にあります。

令和4年3月31日現在における等級別構成比は、Aが37%、Bが63%となっています。

等級別構成比（R4. 3. 31現在）



■療育手帳所持者の等級別構成

単位：人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所持者数		1,444	1,485	1,512	1,561	1,611
等級別 所持者数	A	567	570	584	584	590
	B	877	915	928	977	1021

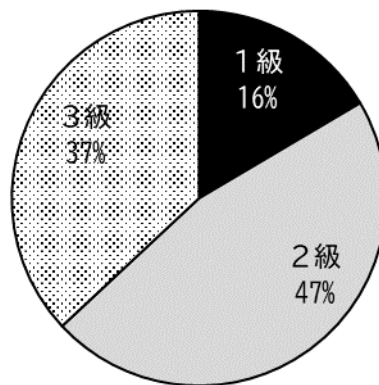
障がい福祉課 各年度3月31日現在

(4)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

令和4年3月31日現在における等級別構成比は、1級が16%、2級が47%、3級が37%となっています。

等級別構成比（R4. 3. 31現在）



■精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別構成

単位：人

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
所持者数		1,689	1,739	1,817	1,876	1,987
等級別 所持者数	1級	355	342	334	324	328
	2級	794	823	860	884	925
	3級	540	574	623	668	734

障がい福祉課 各年度3月31日現在

2 発達障がい者の状況

発達障がいについては、発達障害者支援法が平成17年に施行されてから、その支援は着実に進展し、発達障がいに対する理解も広がってきています。

法施行から10年が経過した平成28年8月には、時代の変化に対応したよりきめ細かな支援が求められるため「発達障害者支援法の一部を改正する法律」が施行され、「乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援」や「障害の有無によって分け隔てられることの無い共生社会の実現」、「家族及びその関係者を支援対象とし、情報の提供や家族が互いに支え合うための活動支援」などが明確にされました。

発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関である山口県発達障害者支援センターにおける発達障がい者の相談件数は、本市、県ともに増加傾向にあります。

発達障がいのある人は、その特性や症状が見た目では分かりにくいことが多く、また、発達障がいと診断されていない場合でも「発達障がいの傾向がある」、いわゆる発達障がいのグレーゾーンにいる人もいます。

見た目からは特性・障がいが分かりづらいことで、周囲からの理解を得られずにひとりで困りごとを抱え込んでしまい、うつや不安障がいなどの精神疾患などを発症したり、引きこもり状態など、発達障がいの2次障がいにつながる場合があります。こうした不適応状態を防ぐためにも発達障がいを早期に発見し、適切な支援を行うことが重要となっています。

■山口県発達障害者支援センターへの相談件数(参考)

単位:件

	実相談件数		延相談件数	
	山口県	うち 山口市	山口県	うち 山口市
平成30年度	483	140	1,727	628
令和元年度	523	180	1,865	753
令和2年度	560	183	1,929	728
令和3年度	430	159	2,166	1,034

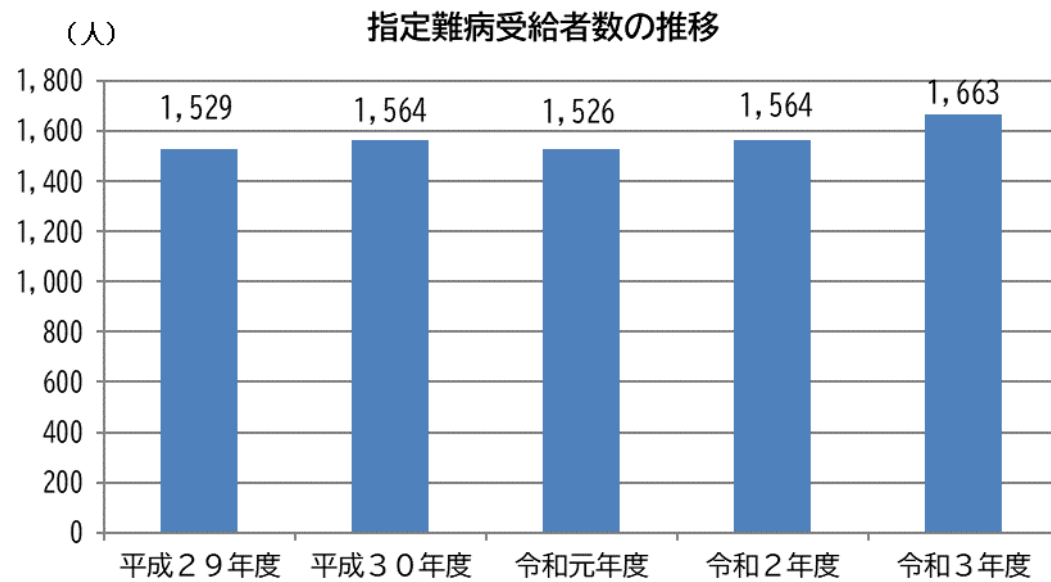
*発達障害者支援センター:都道府県知事等が指定した社会福祉法人、特定非営利活動法人等が運営する発達障がい者への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関です。

*発達障害者支援法では、発達障がいを「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義しています。

3 難病患者の状況

本市の指定難病の受給者数は、ここ数年増加傾向にあります。

なお、令和3年11月から障害者総合支援法の対象疾病は366疾患となっています。



山口県健康増進課 各年度3月31日現在

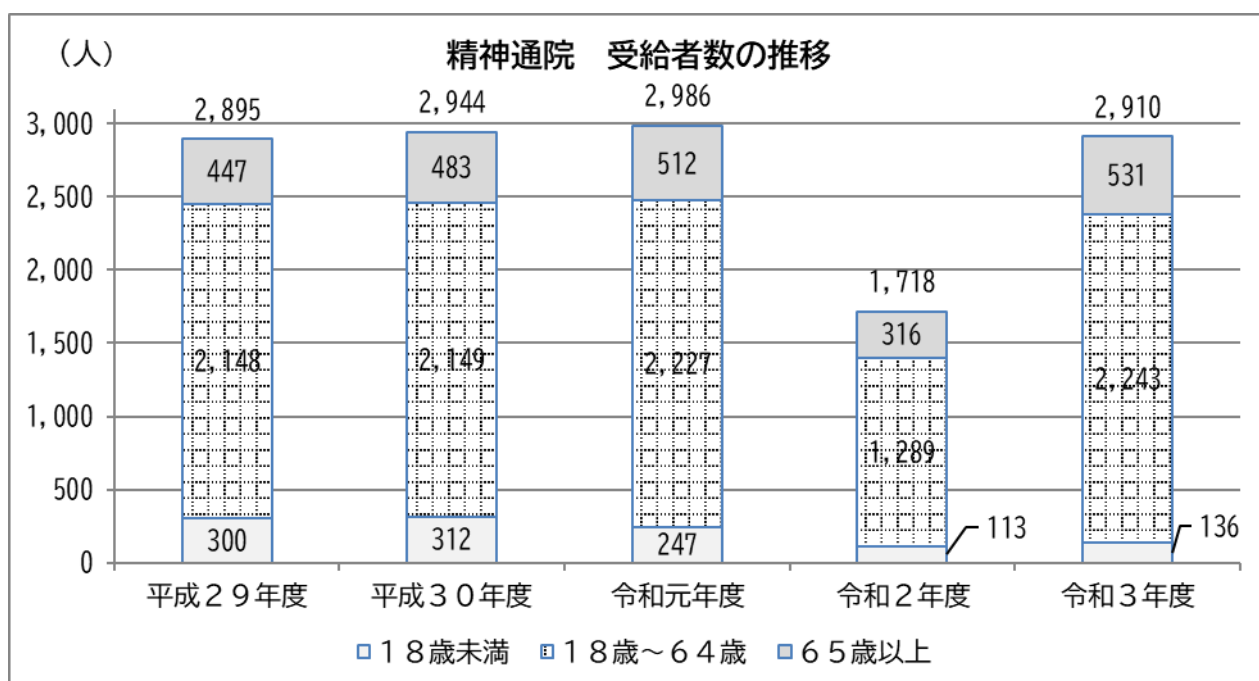
4 自立支援医療の状況

自立支援医療とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度で、障がいの種別や年齢に応じて、精神通院医療・更生医療・育成医療があります。

(1)精神通院医療の状況

受給者数は、当該年度の受給決定件数から算出しており、令和2年度は、コロナ禍における有効期間の延長措置により申請件数が減少したため、一時的な受給者数の減少となっています。

令和4年2月末日現在の年齢別構成比は、18歳～64歳が77%と最も多く、次いで65歳以上が18%、18歳未満が5%となっています。



■自立支援医療（精神通院）受給者数推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
18歳未満	300	312	247	113	136
18歳～64歳	2,148	2,149	2,227	1,289	2,243
65歳以上	447	483	512	316	531
合計	2,895	2,944	2,986	1,718	2,910

障がい福祉課 各年度2月末日現在

(2)更生医療・育成医療の状況

受給者数は、受給決定件数から算出しており、令和2年度は、コロナ禍における有効期間の延長措置により、透析等の申請件数が減少したため、一時的な受給者数の減少となっています。

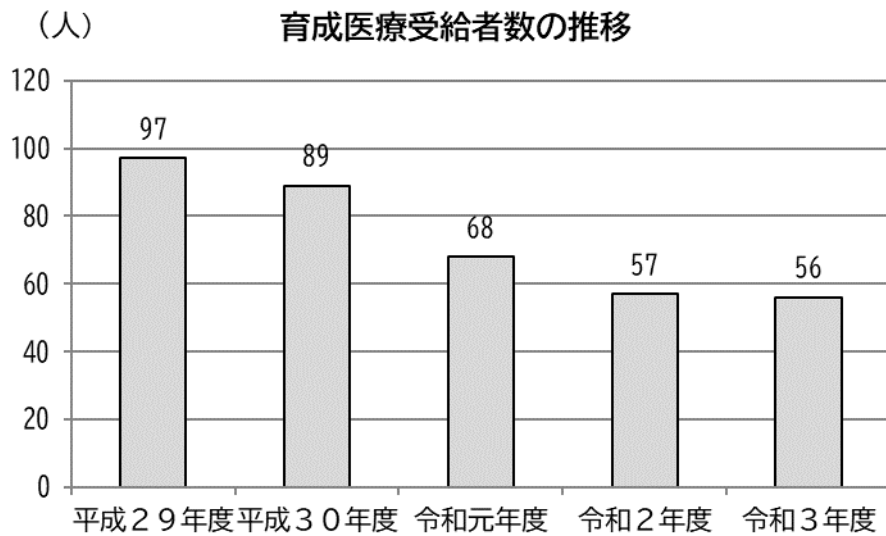
令和4年2月末現在の更生医療の種別構成比は、透析が61%と最も多く、次いで心臓が23%、肢体が8%となっています。

■自立支援医療(更生医療)種別別推移 単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
透析	388	389	384	239	456
肢体	35	30	49	42	63
心臓	184	149	139	168	176
その他	49	41	59	36	57
合計	656	609	631	485	752

障がい福祉課 各年度2月末現在

育成医療の受給者数は減少傾向にあります。



障がい福祉課 各年度3月31日現在

5 障害支援区分の状況

障がい者の介護給付及び一部の訓練等給付の支給決定を受けるためには、障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定を受ける必要があります。区分1～区分6までの6段階あり、数字が大きいほど支援の必要性がより高いということになります。認定を受けた方はやや増加傾向です。

(単位:人)

(平成30年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	5	30	57	35	44	137	308
知的障がい者	0	11	40	74	116	123	153	517
精神障がい者	0	10	57	20	14	4	6	111
難病患者	0	0	0	0	1	1	0	2
合計	0	24	122	141	145	148	232	812
(平成31年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	5	24	62	42	45	139	317
知的障がい者	0	10	35	78	128	123	152	526
精神障がい者	0	10	56	22	20	8	5	121
難病患者	0	0	0	1	0	2	0	3
合計	0	24	110	152	169	151	230	836
(令和2年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	3	16	62	35	45	147	308
知的障がい者	0	10	40	75	125	132	156	538
精神障がい者	0	10	54	30	15	5	7	121
難病患者	0	0	0	1	0	1	0	2
合計	0	22	106	155	157	155	241	836
(令和3年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	2	18	61	32	51	146	310
知的障がい者	0	15	39	76	119	136	157	542
精神障がい者	0	11	58	23	19	9	7	127
難病患者	0	0	0	2	0	1	0	3
合計	0	28	108	152	153	163	242	846
(令和4年4月30日現在)	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
身体障がい者	0	0	13	64	30	54	146	307
知的障がい者	0	12	45	80	117	134	169	557
精神障がい者	0	11	57	25	20	9	7	129
難病患者	0	0	0	1	1	0	0	2
合計	0	23	108	165	147	170	242	855

(注)障がい種別の認定状況と合計は、重複障がいをそれぞれ計上しているため一致しません。

6 障害福祉サービス支給決定者数の推移

障害福祉サービスの支給決定者数は増加傾向にあります。

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体障がい者	人数(人)	284	282	279	283	282
	前年度比		0.99	0.99	1.01	1.00
知的障がい者	人数(人)	626	634	644	648	683
	前年度比		1.01	1.02	1.01	1.05
精神障がい者	人数(人)	360	369	355	364	379
	前年度比		1.03	0.96	1.03	1.04
障がい児	人数(人)	41	42	40	39	35
	前年度比		1.02	0.95	0.98	0.90
難病	人数(人)	3	4	4	3	3
	前年度比		1.33	1.00	0.75	1.00
合計	人数(人)	1,314	1,331	1,322	1,337	1,382
	前年度比		1.01	0.99	1.01	1.03

*毎年度2月サービス提供分

7 障害福祉サービス事業所の状況

*以下の7区域別に表示しています。

阿東:阿東

徳地:徳地

北東部:仁保、小鯖、大内、宮野

中央部:大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳

小郡:小郡

川東:陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂

川西:嘉川、佐山、阿知須

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
居宅介護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	8	-	中央部	7	-
	小郡	4	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	22	-
重度訪問介護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	7	-	中央部	7	-
	小郡	4	-	川東	1	-
	川西	0	-	合計	20	-

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
同行援護	阿東	1	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	3	-
	小郡	4	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	10	-
行動援護	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	1	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	1	-
重度障害者等包括支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	0	-
生活介護 ※共生型含む	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	8	255	中央部	9	212
	小郡	3	40	川東	2	130
	川西	2	70	合計	24	707
自立訓練 (機能訓練)	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	0	0	川東	0	0
	川西	0	0	合計	0	0
自立訓練 (生活訓練)	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	1	6
	小郡	1	20	川東	1	(多機能型)
	川西	0	0	合計	3	26
就労移行支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	2	16	中央部	2	12
	小郡	3	26	川東	0	0
	川西	0	0	合計	7	54
就労継続支援A型	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	2	20
	小郡	3	40	川東	0	0
	川西	1	10	合計	6	70
就労継続支援B型	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	8	195	中央部	10	180
	小郡	5	104	川東	5	104
	川西	0	0	合計	28	583
就労定着支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	1	-
	小郡	2	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	3	-
療養介護	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	0	0	川東	0	0
	川西	0	0	合計	0	0
短期入所 ※共生型含む	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	6	22	中央部	4	16
	小郡	1	7	川東	4	7
	川西	1	1	合計	16	53

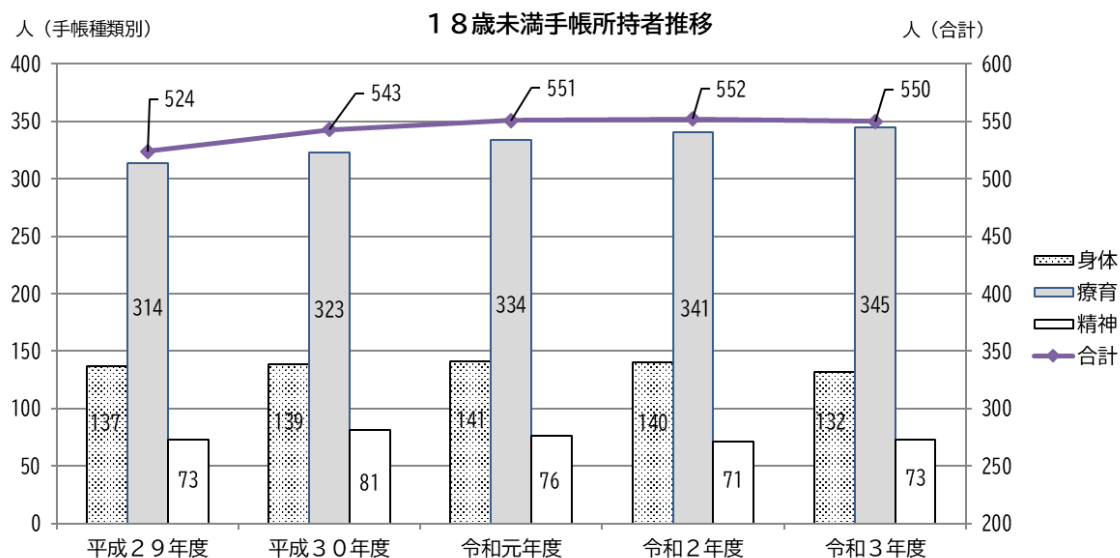
サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
	阿東	北東部 小郡		川西	徳地	
共同生活援助	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	20	113	中央部	9	41
	小郡	3	21	川東	13	97
	川西	0	0	合計	45	272
施設入所支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	3	134	中央部	1	52
	小郡	0	0	川東	2	136
	川西	0	0	合計	6	322
自立生活援助	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	2	-
計画相談支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	4	-	中央部	4	-
	小郡	1	-	川東	4	-
	川西	0	-	合計	13	-
地域移行支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	1	-
	小郡	1	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	6	-
地域定着支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	2	-	中央部	1	-
	小郡	1	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	6	-

*令和4年9月1日現在

2 障がい児の状況

1 障害者手帳(18歳未満)の交付状況

18歳未満の障害者手帳所持者数は、概ね横ばいで推移しています。



■ 18歳未満 手帳所持者数の推移

単位：人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
身体	137	139	141	140	132
療育	314	323	334	341	345
精神	73	81	76	71	73
合計	524	543	551	552	550

障がい福祉課 各年度3月31日現在

2 保育所・幼稚園・放課後児童クラブの状況

本市においては、すべての認可保育所・幼稚園・放課後児童クラブにおいて、障がいの有無にかかわらず、児童の受け入れを行っています。受け入れ状況は、以下のとおりです。

■認可保育所の状況

単位:か所・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保育所か所数	36	37	36	36	37
在籍児童数	3,215	3,308	3,342	3,399	3,482
在籍障がい児数	121	131	142	186	197
上記児童在籍か所数	21	25	23	28	28

保育幼稚園課 各年度4月1日現在

■幼稚園の状況

単位:か所・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
幼稚園か所数	23	23	23	23	23
在籍児童数	2,665	2,631	2,602	2,527	2,416
①手帳所持児童数 ②診断を受けている児童数 ③特に配慮を必要とする児童数 ④私立幼稚園特別支援教育費 補助金対象児童数 ①～④の合計	157	154	164	144	143
上記児童在籍か所数	20	21	21	20	20

* 山口市立幼稚園については①②③の児童数、私立幼稚園については④の児童数

保育幼稚園課・障がい福祉課

■放課後児童クラブの状況

単位:か所・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
放課後児童クラブか所数	47	50	51	56	57
在籍児童数	1,921	2,105	2,280	2,460	2,481
障がいのある児童等の数	90	104	100	113	110
障がいのある児童等在籍か所数	37	43	41	47	43

※障がいのある児童等＝手帳所持児童・診断を受けた児童・特に配慮が必要な児童

こども未来課 各年度4月1日現在

3 ことばの教室幼児部・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校の状況

人口構成では、18歳未満の人数は減少していますが、特別支援学級・特別支援学校の在籍数は、いずれも増加を続けています。

(1)ことばの教室幼児部

ことばの教室幼児部は、現在、白石小学校内と小郡小学校内に設置されています。未就学児を対象とし、園生活への適応、就学に向けての支援を行っています。

■ことばの教室幼児部箇所数・在籍幼児数推移

単位：校・人

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
設置校数	2	2	2	2	2
在籍者数 (延べ人数。定期相談含む。)	85	115	118	113	104

保育幼稚園課 各年度3月31日現在

(2)山口市立小中学校通級指導教室

令和3年5月1日現在、通級指導教室は、小学校11校、中学校5校に設置されています。通級児童生徒数のうち、児童数(小学校)は増加を続けています。

平成29年度と令和3年度を比較すると、小学校で約1.23倍の増、中学校では約1.17倍の増となっています。

■山口市立小中学校通級指導教室設置校数・通級児童生徒数

単位：校・人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
設置校数	9	4	9	4	9	5	10	5	11	5
児童生徒数	282	41	297	52	325	58	345	60	347	48
児童生徒数合計	323		349		383		405		395	

山口市教育委員会 各年度5月1日現在

(3) 山口市立小中学校特別支援学級

令和3年5月1日現在、特別支援学級は、小学校29校、中学校15校に設置されています。在籍児童生徒数は以下のとおり増加を続けています。

令和3年度の障がいの種類別構成比をみると、小学校、中学校いずれも自閉症・情緒障がいが半数以上を占めています。

■山口市立小中学校特別支援学級か所数・在籍児童生徒数 単位:か所・人

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
設置校数	30	15	31	15	30	16	29	15	29	15
知的障がい	120	46	126	46	135	46	147	43	162	50
肢体	10	2	9	2	9	3	7	4	8	4
病弱	1	0	2	0	2	1	3	1	4	2
弱視	2	0	4	0	5	0	6	0	6	0
難聴	4	6	3	4	4	3	3	2	4	2
言語	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自閉症・情緒	170	60	169	73	200	76	218	94	226	90
小計	307	114	313	125	355	129	384	144	410	148
合計	421		438		484		528		558	

山口市教育委員会 各年度5月1日現在

(4) 山口市内の特別支援学校

市内の特別支援学校は、幼稚部1か所、小学部・中学部・高等部が各3か所あります。本市在住者の在籍幼児児童生徒数は以下のとおり増加を続けています。ここ数年、高等部の生徒数が増加傾向にあります。

■山口市内の特別支援学校在籍幼児児童生徒数(山口市在住者) 単位:人

	平成29年度				平成30年度				令和元年度				令和2年度				令和3年度			
	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高	幼	小	中	高
幼小中高別	0	64	75	99	2	73	77	96	1	68	74	112	2	74	68	120	4	72	70	129
合計	238				248				255				264				275			

障がい福祉課調べ 各年度4月1日現在

4 障害児通所支援事業所の状況

*以下の7区域別に表示しています。

阿東:阿東

徳地:徳地

北東部:仁保、小鯖、大内、宮野

中央部:大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳

小郡:小郡

川東:陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂

川西:嘉川、佐山、阿知須

サービス	区域別事業所数		定員	区域別事業所数		定員
児童発達支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	3	30	中央部	6	75
	小郡	7	80	川東	1	10
	川西	2	20	合計	19	215
医療型児童発達支援	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	0	0	中央部	0	0
	小郡	1	5	川東	0	0
	川西	0	0	合計	1	5
放課後等デイサービス	阿東	0	0	徳地	0	0
	北東部	6	60	中央部	16	165
	小郡	7	85	川東	1	10
	川西	2	20	合計	32	340
保育所等訪問支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	1	-	中央部	2	-
	小郡	1	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	4	-
居宅訪問型 児童発達支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	0	-	中央部	0	-
	小郡	0	-	川東	0	-
	川西	0	-	合計	0	-
障害児相談支援	阿東	0	-	徳地	0	-
	北東部	3	-	中央部	4	-
	小郡	1	-	川東	2	-
	川西	0	-	合計	10	-

*令和4年9月1日現在

3 障がい者の就労状況

各年度末現在の山口公共職業安定所における障がい者登録状況をみると、求職者及び就業者数ともに増加傾向にあります。

各年6月1日現在の山口公共職業安定所管内の障がい者雇用状況をみると、雇用障がい者数は約1,800人弱で、令和3年の実雇用率は、3.52%となっています。

■山口公共職業安定所における障がい者登録状況

単位：人

	計	身体障がい者		知的障がい者		精神障がい者	その他の障がい者
		うち重度障がい者		うち重度障がい者			
平成29年度末	1,631	728	300	418	53	429	56
有効求職者	493	178	72	89	8	202	24
就業中の者	882	414	172	275	36	168	25
保留中の者	256	136	56	54	9	59	7
平成30年度末	1,744	763	314	446	54	467	68
有効求職者	578	211	83	109	8	230	28
就業中の者	915	419	175	283	37	179	34
保留中の者	251	133	56	54	9	58	6
令和元年度末	1,888	804	329	472	53	528	84
有効求職者	721	248	97	144	8	284	45
就業中の者	903	413	168	272	36	184	34
保留中の者	264	143	64	56	9	60	5
令和2年度末	1,987	825	340	486	52	561	115
有効求職者	761	264	104	137	9	304	56
就業中の者	962	420	172	293	34	199	50
保留中の者	264	141	64	56	9	58	9
令和3年度末	2,120	856	355	516	49	639	109
有効求職者	813	281	113	154	6	348	30
就業中の者	1,039	435	178	305	34	233	66
保留中の者	268	140	64	57	9	58	13

*有効求職者：登録者の内現在仕事を探している方。就業中の者：実際に働いている方。

*保留中の者：登録中だが職探しを中断している方

山口公共職業安定所

■山口公共職業安定所管内 障がい者雇用状況

単位：人・%

	企業数	法定常労働者数	雇用障がい者数	実雇用率	法定雇用率 達成企業の割合	県実雇用率	全国雇用率
平成29年	134	46,873.0	1,821	3.88	54.5	2.56	1.97
平成30年	147	47,602.5	1,837	3.86	51.7	2.58	2.05
令和元年	148	50,266.5	1,830	3.64	53.4	2.59	2.11
令和2年	146	50,088.0	1,753	3.50	56.8	2.61	2.15
令和3年	150	50,734.0	1,785	3.52	53.3	2.60	2.20

山口公共職業安定所 6月1日現在

*法定雇用率とは、障害者雇用促進法によって民間企業、国、地方公共団体に義務づけられている「常時雇用している労働者数」に対する身体障害者、知的障害者の一定割合のこと。障害者雇用促進法の改正により、平成30年4月から法定雇用率の算定基礎の対象に新たに精神障害者を加え、段階的に法定雇用率が引き上げになっている。

第3章 基本目標と基本方針

1 基本目標

障がいのある人もない人も、支えあい、認めあい、
自分らしく共に暮らせるまちづくり

障がいのある人もない人も、誰もが自己の決定に基づいて社会に参加し、自己実現を目指す権利を有する主体として尊重されなければなりません。

そのために山口市は、日常生活においても、また、社会生活においても、支えあい、認めあい、住み慣れた地域で安心して暮らせる、地域社会での共生を目指します。

2 基本方針

基本目標の実現に向け、以下の3つの基本方針を定めます。

1 地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進

障がいのある人が、地域で育ち、住み慣れた場所で自分らしい暮らしを継続するための、多様なニーズに対応した福祉サービスの充実を推進します。

2 社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進

障がいのある人が、活動の場や行動範囲を広げ、地域社会で個性や能力を最大限に発揮し、生きがいを感じられるための環境づくりを推進します。

3 共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進

障がいへの理解を深め、差別や偏見をなくし、障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くための啓発・広報等に取り組み、支えあう市民意識を醸成します。また、障害者差別解消法による合理的配慮や災害時等における安全安心対策を推進します。

3 施策体系

基本目標
障がいのある人もない人も、支えあい、認めあい、
自分らしく共に暮らせるまちづくり

基本方針	基本施策	施策の方向性
1 地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進	1 総合的な相談支援の推進	①相談支援体制の充実 ②身近なところでの相談支援の充実
	2 地域生活支援の推進	①障害福祉サービスのさらなる充実 ②地域移行の推進 ③障がいのある人や家族の負担軽減 ④地域全体で支えるサービス提供体制の構築
	3 障がい児支援・発達支援の充実	①障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実 ②障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進 ③子どもの発達に関する連携した支援体制の充実
	4 保健・医療サービスの推進	①疾病等の予防または早期発見等の取組の推進 ②医療費の経済的負担の軽減
2 社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進	1 スポーツ・文化芸術活動等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり	①スポーツや文化芸術等に親しむことのできる環境整備 ②活動に参加できる支援体制の充実
	2 雇用・就業の促進	①障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択支援の充実 ②福祉的就労における工賃向上等への支援 ③関係機関との連携による取組の推進
3 共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進	1 支えあう市民意識の醸成	①正しい理解の促進
	2 合理的配慮の推進	①障害者差別解消法の理解と合理的配慮のさらなる推進
	3 ユニバーサルデザインの推進	①公共施設等のユニバーサルデザインの推進 ②情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実
	4 安心できる生活の支援	①権利擁護の推進、虐待の防止 ②緊急時や災害発生時等における支援体制づくりの推進
	5 人材の確保・育成	①専門職の確保及び支援のスキルアップと障がい者関連団体等への支援

第4章 施策の方向性と取組

基本方針1 地域で育ち、自立した暮らしを支える総合的支援の推進

施策1-1 総合的な相談支援の推進

現状

▽平成26年4月に、障がいのある人やその家族の相談窓口として、また、地域の障がい福祉に関する相談支援の中核的な役割を担う機関として、山口市障がい福祉課内に、山口市障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい種別に関わらず総合相談や専門的な相談に応じ、地域の相談支援事業所や関係機関との連絡調整等を行っています。

▽障がいのある人のニーズの多様化に加え、抱える課題が複合化してきています。
(ひきこもり、支援者の高齢化、生活困窮、子育て等)

▽市内の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、今後利用したいサービスについて、「相談支援」が37.1%と最も高くなっています。また、本市の相談支援体制が整っているかの有無については、59.8%の人が「わからない」と答えています。

▽障がいのある人や児童の自立した生活を支え、課題解決や適切なサービス利用に向けてマネジメントを行う相談支援専門員の役割は重要であり、また、個別支援の中から課題を幅広く把握する立場にある相談支援事業所は、地域づくりにおいても重要な役割を担っています。

課題

- ▼多様な障がいのある人のニーズに対応し、総合的な相談支援ができるように相談支援体制の充実が必要です。
- ▼障がい福祉分野の相談支援は、複数の事業により展開されていることから、より市民にとって分かりやすく、アクセスしやすい相談支援体制が求められています。
- ▼基幹相談支援センターが、地域における相談支援の中核的な役割としての業務(地域の相談支援体制強化の取組及び地域づくり)を十分に果たしていくことが必要です。
- ▼相談支援専門員が抱える様々な相談の対応策を検討できる場の確保など、職員の資質向上を図ることが必要です。
- ▼地域の社会資源等について整理し、開発・改善の取組を進めていくことが必要です。



施策の方向性

基幹相談支援センターを中心に地域自立支援協議会を活用しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保をします。

地域の計画相談支援等、障害者相談支援事業(委託相談)、基幹相談支援センターによる重層的な相談支援体制について、検証・評価を行い、充実・強化に努めます。

障がい者の重層的な相談支援体制など、地域共生社会の実現に向けた包括的な相談支援体制の構築に努めます。

- ①相談支援体制の充実を図ります。
- ②身近なところでの相談支援の充実を図ります。

【施策の方向性①】 相談支援体制の充実		
具体的取組	内容	担当課
山口市障がい者基幹相談支援センターの機能強化	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談の実施、地域の相談支援体制強化の取組、地域の相談支援事業者への専門的な指導助言、人材育成、地域の相談機関との連携強化、地域移行・地域定着の促進の取組、権利擁護・虐待の防止について機能強化を図ります。 また、相談支援の関係機関の機能分担等、相談支援のあり方について関係機関と協議するなど、様々な地域課題への対応力を強化します。	障がい福祉課
地域の相談支援体制の充実・強化	地域の相談支援に携わる職員の資質向上、関係機関とのネットワークの強化を図り、対応困難事例の課題解決等に取り組みます。	障がい福祉課
地域自立支援協議会の活動強化	障がい福祉分野の諸課題に対応するため、協議会の機能強化を目指し、協議会全体のあり方の検討、各部会の活性化に取り組みます。	障がい福祉課
地域自立支援協議会相談支援部会の活動強化	個別の課題を幅広く把握する立場にある個別支援を担当する相談支援事業所間の連携強化を図るとともに、各部会と協働した取組を推進します。	障がい福祉課
山口市成年後見センターによる相談支援の実施	判断能力が十分でない方やその家族、支援者などからの成年後見制度の利用に関する相談支援を実施し、市民の財産と権利を守るための支援を進めていきます。	高齢福祉課 障がい福祉課
多機関協働事業による相談支援の実施	単独の相談支援機関等では対応が難しい困難な事案に対し、相談支援機関等の抱える課題の把握、役割分担、支援の方向性の整理といった事案全体の調整役を担い、相談支援機関等の連携・支援を行います。	地域福祉課 障がい福祉課

【施策の方向性②】 身近なところでの相談支援の充実		
具体的取組	内容	担当課
身体障害者相談員、知的障害者相談員の活動の充実	障がいのある人の相談に対応し、必要な窓口等につなぐ役割として、身体障害者・知的障害者相談員の活動の充実を図ります。	障がい福祉課
民生委員・児童委員活動への支援	身近な地域で福祉の相談・支援を行っている民生委員・児童委員活動を支援します。	地域福祉課 障がい福祉課
ひきこもり支援ステーション事業の実施	ひきこもり状態にある人及びその家族等に対する「相談窓口」を設置し、ひきこもり状態にある方が安心して過ごすことのできる「居場所」を開設します。	障がい福祉課
障がい者相談支援事業の実施	地域で安心して生活できるように、相談支援事業所が障がいのある人等またはその保護者からの相談に応じ、障害福祉サービスや社会資源等の利用等必要な情報提供及び助言、支援を行います。	障がい福祉課
地域活動支援センターによる相談支援の実施	障がいのある人のサポートとして、地域交流や創作活動の場の提供、困りごとの相談などを継続して実施します。	障がい福祉課
やまぐち「まちの福祉相談室」による相談支援の実施	相談者の属性や世代、相談内容に関わらず、相談を受け止め、様々な関係機関と連携して、解決に向けた支援を行います。	地域福祉課 障がい福祉課
地域の保健センター等による相談支援の実施	保健センター等の保健師等が、健康面の相談やこころの健康に関する相談支援を行います。	健康増進課 総合サービス課 障がい福祉課
生活困窮者自立相談支援事業の実施	経済的に困りの方からの相談に対応し、就職・住居・家計管理など一人ひとりに合ったプランを考え、生活困窮者の自立に向けた総合的な支援を行います。	地域福祉課
消費生活センターによる相談支援の実施	消費生活専門相談員が、契約や取引についての不安や悪質な電話勧誘、還付金詐欺、架空請求など、様々なトラブルに関する相談に対応します。電話、来所相談のほか、市公式ウェブサイトの「消費生活相談フォーラム」による相談受付を行います。	生活安全課

具体的取組	内容	担当課
男女共同参画センターによる相談支援の実施	配偶者や交際相手からの暴力や人間関係など様々な悩み事に関して女性相談員が相談支援を行います。	人権推進課
リモート相談等の活用による相談支援の実施	相談に係る来庁の移動負担の軽減を図るため、地域の行政窓口や自宅から画面を介して相談することができる仕組みの充実を図ります。	デジタル推進課 障がい福祉課

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



(厚生労働省資料)

施策1-2 地域生活支援の推進

現状

- ▽障がいのある人が、住み慣れた地域で生活できるようにするためには、障害福祉サービスを充実させ、自立した生活を支援していくことが重要となっています。
- ▽本市では、障害福祉サービス等の提供基盤の整備に努めていますが、社会資源が限られている中、障がいのある人の高齢化・重度化等により、今後もサービスに対するニーズはさらに増加・多様化することが予想されます。
- ▽障がいのある人が安心して地域で暮らせるよう、地域移行の受け皿となるグループホームのニーズが増加しています。
- ▽集団生活ではなく賃貸住宅等における一人暮らしを希望する障がいのある人の中には、知的障がいや精神障がいにより理解力や生活力等が十分でないために一人暮らしを選択できない人がいます。
- ▽介護者の高齢化が進んでいます。
- ▽「親亡き後」を見据えた、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する「地域生活支援拠点等」の整備が求められています。

課題

- ▼住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するために、難病患者の利用も含めた障害福祉サービスの充実を図る必要があります。
- ▼障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実が必要です。
- ▼障がいの重度化等に伴い、介護者の負担軽減が必要となっています。
- ▼病院や入所施設からグループホームなどに居住の場を変更する地域移行を推進する必要があります。
- ▼障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、適切な支援を行うサービスが必要とされています。



施策の方向性

障がいのある人が自立した生活を送るため、障害福祉サービスをさらに充実させ、障がいのある人を地域全体で支える体制を整えていきます。

また、障がいのある人やその家族の負担軽減を進めるとともに、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域移行を推進していきます。

- ①障害福祉サービスのさらなる充実を図ります。
- ②地域移行の推進を図ります。
- ③障がいのある人や家族の負担軽減を進めます。
- ④障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

【施策の方向性①】 障害福祉サービスのさらなる充実		
具体的取組	内容	担当課
障害福祉サービスの周知	住み慣れた地域で生活するうえで、必要とするサービスを自ら選択できるよう、「障がい福祉のご案内」の配布等により、障害福祉サービスの周知を図ります。	障がい福祉課
障害福祉サービス給付事業の実施	住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、訓練等給付、介護給付、相談支援を行います。	障がい福祉課
自立生活援助の推進	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、定期的な巡回訪問や随時の対応を行うサービスを推進します。	障がい福祉課
就労定着支援の推進	就労移行支援等の利用を経て一般就労した人の就労変化による生活面の課題を解決するため、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスを推進します。	障がい福祉課
就労選択支援の推進	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを推進します。	障がい福祉課
日中サービス支援型グループホームの整備促進	重度障がいの人を対象とした日中サービス支援型グループホームの整備を促進します。	障がい福祉課
日中一時支援事業の実施	障がいのある人の日中における活動の場を確保し、介護している家族の休息を図ります。	障がい福祉課
移動支援事業の実施	屋外で移動が困難な障がいのある人が社会参加のために外出する際に、移動の安全を図るための支援を行います。	障がい福祉課
訪問入浴サービス事業の実施	家庭での入浴が困難で車両による移送に耐えられない在宅重度身体障がい者の自宅を訪問し、移動入浴車で入浴サービスを提供します。	障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
地域活動支援センター事業の実施	障がいのある人の日中における活動の場として、創作的活動または生産活動、社会交流の促進等を図ります。	障がい福祉課

就労アセスメントの手法を活用した支援の制度化等

現状・課題

- これまで障害者雇用施策と障害福祉施策に基づき就労支援を進めている。※民間企業に約60万人、就労系障害福祉サービス事業所に約40万人が就労
- 障害者の就労能力や適性等については、現在も就労系障害福祉サービスの利用を開始する段階で把握しているが、それらを踏まえた働き方や就労先の選択には結びついていない面や、必ずしも質が担保されていない面がある。
- 就労を希望する障害者のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障害者が働きやすい社会を実現するため、一人一人の障害者本人の希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められている。

見直し内容

- 就労選択支援の創設（イメージは下図）
 - ・ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、**就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）を創設する**（障害者総合支援法）。
 - ・ ハローワークはこの支援を受けた者に対して、**アセスメント結果を参考に職業指導等を実施するものとする**（障害者雇用促進法）。
- 就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用
 - ・ 企業等での働き始めに勤務時間を段階的に増やしていく場合や、退職から復職を目指す場合（※）に、**その障害者が一般就労中であっても、就労系障害福祉サービスを一時的に利用できることを法令上位置づける**（障害者総合支援法）。（※）省令で規定
- 雇用と福祉の連携強化
 - ・ **一般就労への移行・定着支援をより一層推進するため、市町村や障害福祉サービス事業者等の連携先として、障害者就業・生活支援センターを明示的に規定する**（障害者総合支援法）。

就労選択支援のイメージ

※人材確保・体制整備のため施行に向けて十分な準備期間を確保する。また、本サービスの対象者は段階的に拡大する予定。

（厚生労働省資料）

【施策の方向性②】 地域移行の推進		
具体的取組	内容	担当課
地域移行に向けた連携体制の強化	施設入所者や精神科病院長期入院患者が、施設や病院から安心して地域生活に移行できるよう、医療と福祉の連携体制を強化します。	障がい福祉課
グループホームの整備促進と地域移行の推進	病院等からの地域移行への対応を図るため、必要量のグループホームの整備を促すとともに、地域移行が推進されるようグループホームに関する情報提供を行います。	障がい福祉課

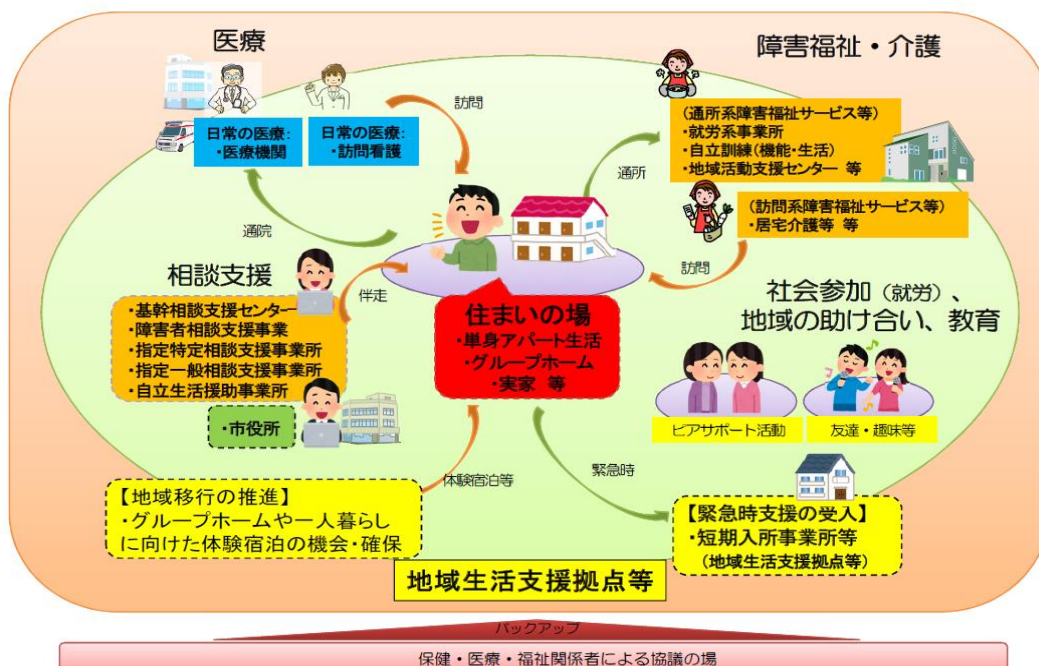
具体的取組	内容	担当課
地域自立支援協議会施設支援部会の活動強化	施設入所者の高齢化と心身の機能低下に対応するため、部会の活動を強化し、必要な支援のあり方を検討します。	障がい福祉課
住宅入居支援策の推進	不動産関係業者と福祉サービス事業者との連携を促進する等、セーフティネット登録住宅などを含めた住まいの場の確保・入居支援策を検討します。	障がい福祉課 建築課 地域福祉課

【施策の方向性③】 障がいのある人や家族の負担軽減		
具体的取組	内容	担当課
補装具費支給事業の実施	身体障害者手帳の交付を受けた人や難病患者の人に、失われた身体機能を補うための用具の購入や修理に必要な費用を支給します。	障がい福祉課
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業の実施	軽度・中等度難聴児の言語能力の健全な発達を図るため、補聴器購入・修理に必要な費用の一部を助成します。	障がい福祉課
日常生活用具交付事業の実施	身体障害者手帳等の交付を受けている人に、日常生活を容易にし、便宜を図るための用具の交付を行います。 また、「在宅療養等支援用具」の給付品目に人工呼吸器用発電機等を追加します。	障がい福祉課
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業の実施	小児慢性特定疾病児童等に、日常生活を容易にし、便宜を図るための用具を交付します。	障がい福祉課
福祉機器リサイクル事業の実施	寄付いただいた福祉機器について、在宅で生活する市内の障がいのある人等に貸し出しを行います。	障がい福祉課
ごみ出し支援事業による支援の試行的実施	世帯員自らステーションまでごみ(燃やせるごみ)の排出が困難であり、別居の親族または介護に関わる者等の支援による排出も困難な障害者手帳所持者で構成される世帯に対して、自宅までごみ収集に何うとともに安否確認を行います。	清掃事務所

具体的取組	内容	担当課
特別児童扶養手当の支給	障がいの程度が一定以上の20歳未満の障がいのある子どもを監護または養育する人に手当を支給します。	こども未来課
障害児福祉手当の支給	日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳未満の重度障がい児に手当を支給します。	障がい福祉課
心身障害児福祉手当の支給	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている20歳未満の児童を監護または養育する人に手当を支給します。	障がい福祉課
特別障害者手当の支給	日常生活で常時特別な介護を必要とする20歳以上の重度障がい者に手当を支給します。	障がい福祉課
(経過的)福祉手当の支給	障害基礎年金及び特別障害者手当非該当者で、かつ20歳以上の福祉手当受給者であった重度障がい者に手当を支給します。	障がい福祉課
障がい者の施設利用割引制度の実施	障害者手帳の交付を受けている人が施設を利用する場合の利用料金の割引制度を設けます。また、障害者手帳の代わりに、スマートフォン向け障害者手帳アプリの画面を提示することで利用料金の割引が受けられるよう、「ミライロID」を導入します。	各施設所管課
福祉タクシー料金助成事業の実施	障がいのある人がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する制度を実施します。	障がい福祉課
特別支援教育就学奨励事業の実施	特別支援学級へ就学するまたは通級指導教室を利用する児童・生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給します。	学校教育課

【施策の方向性④】 地域全体で支えるサービス提供体制の構築		
具体的取組	内容	担当課
地域生活支援拠点等の整備	障がいのある人の重度化や高齢化の進展に伴い、「親亡き後」を見据え、居住の場を確保するため、障がいのある人を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。	障がい福祉課
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む)にも対応した地域包括ケアシステムを構築するため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、地域移行を推進します。	障がい福祉課
共生型サービスの推進	身近な地域で、高齢者と障がい者が同一の事業所でサービスを受けられる「共生型サービス」の提供を推進します。	障がい福祉課 介護保険課
地域のニーズに対応したサービス提供体制の確保	地域自立支援協議会からの意見の収集等、障害福祉計画・障害児福祉計画の策定を通じた地域のニーズの把握により、サービス提供体制の確保を図ります。	障がい福祉課

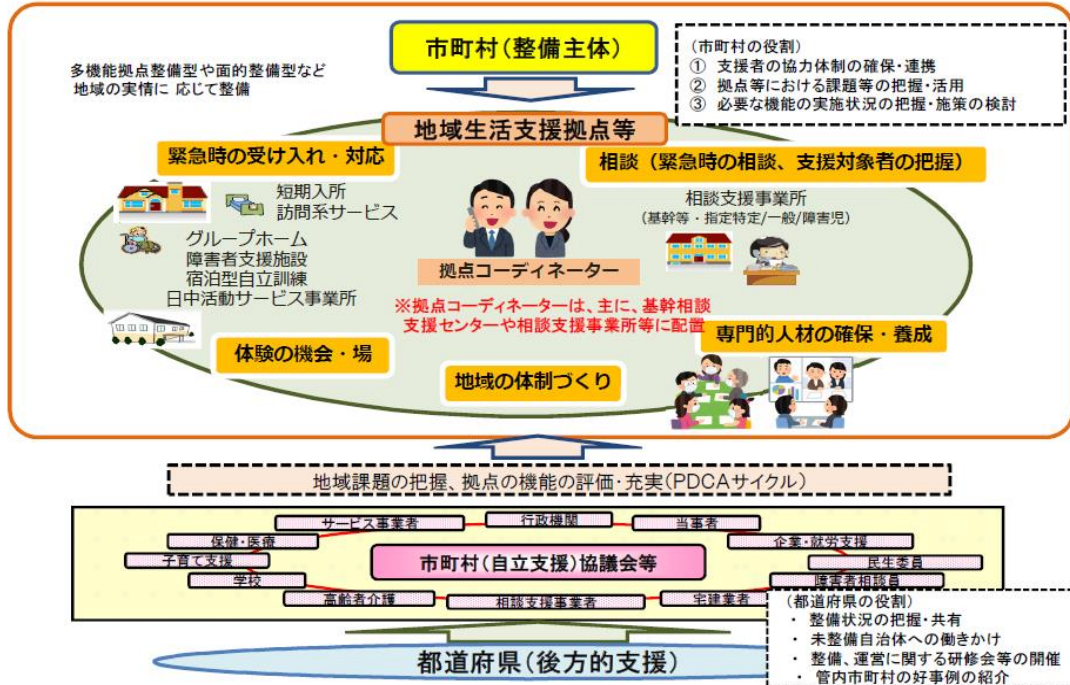
安心して暮らし続けることができる継続的な見守りや相談支援の充実



(厚生労働省資料)

地域生活支援拠点等の整備・機能の充実(検討の方向性)

- 地域生活支援拠点等は、地域生活の安心の確保を図るための緊急時の短期入所の受入体制の整備とともに、入所施設や病院から地域移行を推進するための地域移行のニーズの把握や体験利用につなげる役割が重要。
- 法令上の努力義務化の検討とあわせ、中心的役割を担うコーディネーターの配置の促進や、スキルアップや養成に向けた方策を検討。あわせて、効果的な支援体制を確保する観点から、基幹相談支援センター等の関係機関との整理を検討。



(厚生労働省資料)

地域生活支援拠点等の整備については、地域の既存のサービスの整備状況及び障がいのある人や家族、関係機関等からのニーズや課題を把握することにより、関係機関との連携を図りながら構築に向け検討していきます。

施策1-3 障がい児支援・発達支援の充実

現状

- ▽平成30年度に実施した「山口市子ども・子育てに関するアンケート調査」によると、就学前児童の保護者の子育てに関する悩みについて、「子どもの病気や発育・発達に関すること」が41.6%と最も高くなっています。
- ▽国の「生活のしづらさなどに関する調査」(全国在宅障害児・者等実態調査)によると、平成23年から平成28年の5年間で発達障がいの診断を受けたことのある子どもが、13.6万人から21.0万人へと約1.5倍に増加しています。
- ▽文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)」によると、学習面または行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒数の割合は8.8%(推定値)で、平成24年に行った調査から、2.3ポイント上昇しました。
- ▽市立小中学校の通級指導教室及び特別支援学級に通級・在籍する子どもの数は増加傾向にあります。
- ▽児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援といった障がい児向けサービスの利用者は、児童福祉法に基づく制度が始まった平成24年度以降、増加傾向が続いています。
- ▽本市における障がいのある子どもに関する支援は、保健・教育・児童・福祉等の各施策分野において実施しています。
- ▽医療技術の進歩に伴い、いわゆる「医療的ケア児」が増加しており、心身の状況に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となったことから、令和3年9月に医療的ケア児支援法が施行されました。令和4年7月現在、市内には医療的ケア児が25人在宅で生活しています。
- ▽市内の障害児通所支援利用者等の保護者を対象としたアンケート調査によると、今後山口市が最優先に進めるべきこと(自由記載)では、①対象サービス、支援の情報を得られる仕組みづくり(34件)、②教職員の知識の向上(22件)、③様々な障がいへの理解促進(19件)、④専門医療機関、療育施設の増設(19件)でした。

課題

- ▼支援が必要な子どもは増加しており、支援体制の充実が必要です。
- ▼保護者の「不安」の段階から気軽に相談できる体制が必要です。
- ▼発達障がい者は増加しており、正しい理解の普及が必要です。
- ▼障がいのある子どもの支援にあたる関係機関・関係者の連携と、その中心的な役割を担う機能の強化が必要です。
- ▼発達障がい児や医療的ケア児への支援体制の整備が必要です。



施策の方向性

障がいのある子どもの支援にあたっては、障がいのある子ども及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるよう、障がいの種別にかかわらず、専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がいのある子どもが、障害児通所支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)を推進します。

加えて、障がいや配慮が必要な特性を持つ子どものライフステージに沿って、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を目指します。

- ①障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実を推進します。
- ②障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。
- ③子どもの発達について、地域の保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等と連携した、ライフステージに応じた切れ目のない地域支援体制の充実に努めます。

【施策の方向性①】 障がいのある子どもの育ちを支える支援体制の充実		
具体的取組	内容	担当課
こども家庭センターによる相談支援の実施	子ども家庭支援員等や保健師等の各専門職が、妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行います。	子育て保健課 保育幼稚園課
やまぐち子育て福祉総合センターによる相談支援の実施	障がいのある子どもも含めた、子ども・子育てに関する総合案内窓口として、子育て家庭がそのニーズに合った支援を利用できるように、情報提供・相談援助を行います。	保育幼稚園課
やまぐち母子健康サポートセンターによる相談支援の実施	助産師や保健師が母子の心身の健康についての相談等に対応し、子育てのサポートを実施します。	子育て保健課
家庭児童相談室による相談支援の実施	家庭児童相談室に家庭児童相談員を配置して、児童の養育・虐待などの相談に応じます。	子育て保健課
障害児通所支援サービス給付事業の実施	障がいのある子ども等に対し、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援等の給付を行い、障がい児及び療育を必要とする児童やその保護者が地域で安心して生活できるよう支援を行います。	障がい福祉課
日常生活用具交付事業の実施【再掲】	身体障害者手帳等の交付を受けている人に、日常生活を容易にし、便宜を図るための用具の交付を行います。 また、「在宅療養等支援用具」の給付品目に人工呼吸器用発電機等を追加します。	障がい福祉課
子どもの発達に関する相談窓口の周知等の実施	保護者用のリーフレット等を作成し、分かりやすい情報を発信します。 また、支援者に対しても連携のツールとして子どもの発達に関する支援者ガイドブックを継続して作成し、活用を進めます。	障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
子育て応援広場「子ども発達相談会」の実施	発達に不安のある子どもの保護者を対象に、地域の子育てや子どもの発達に関わる専門職が、保護者が抱えている不安や悩み等の相談に応じ、子どもの伸びる力を引き出すための関わり方等を一緒に考えます。	障がい福祉課 子育て保健課
幼児発達支援学級の実施	発達に不安のある子どもとその保護者等を対象に、小集団での遊びを通して、親子の関わりや子どもの伸びる力を支援する学級を実施します。	子育て保健課 保育幼稚園課
ことばの教室幼児部の運営	発達(ことば、コミュニケーション、社会性等)が気になる幼児について、個別に相談や指導(課題や遊び)、支援を行います。	保育幼稚園課
乳幼児一般健康診査の実施	乳幼児の疾病の早期発見と適切な保健指導のための乳幼児に対する健康診査を実施します。	子育て保健課
5歳児発達相談の実施	発達が気になる子どもとその保護者を支援するため、保健・教育・福祉等の関係機関が連携し、スムーズな就学に向けて支援します。	子育て保健課 保育幼稚園課 学校教育課
就学相談の実施	小・中学校への就学に不安のある保護者を対象に個別相談を行います。	学校教育課
就学相談会の実施	次年度、小学校へ就学する子どもの心身の状況や行動について不安のある保護者を対象に、就学先の紹介、子どもとの関わり方等について相談することを通して適切な就学ができるよう支援します。	学校教育課
教育相談室の運営	教育相談室を設置し、学校生活や家庭生活での様々な悩みについて相談を受けます。	学校教育課
特別支援教育補助教員の配置	市立小・中学校において、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな授業を行うため、学校の実情に応じて特別支援教育補助教員を配置します。	学校教育課

具体的取組	内容	担当課
特別支援教育就学奨励事業の実施【再掲】	特別支援学級へ就学するまたは通級指導教室を利用する児童・生徒の保護者に特別支援教育就学奨励費を支給します。	学校教育課
特別支援教育の推進	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が「わかる」「できる」を実感できる活動や授業を提供し、落ち着いて過ごせる環境を整え、一人ひとりを大切にする教育を行います。	学校教育課

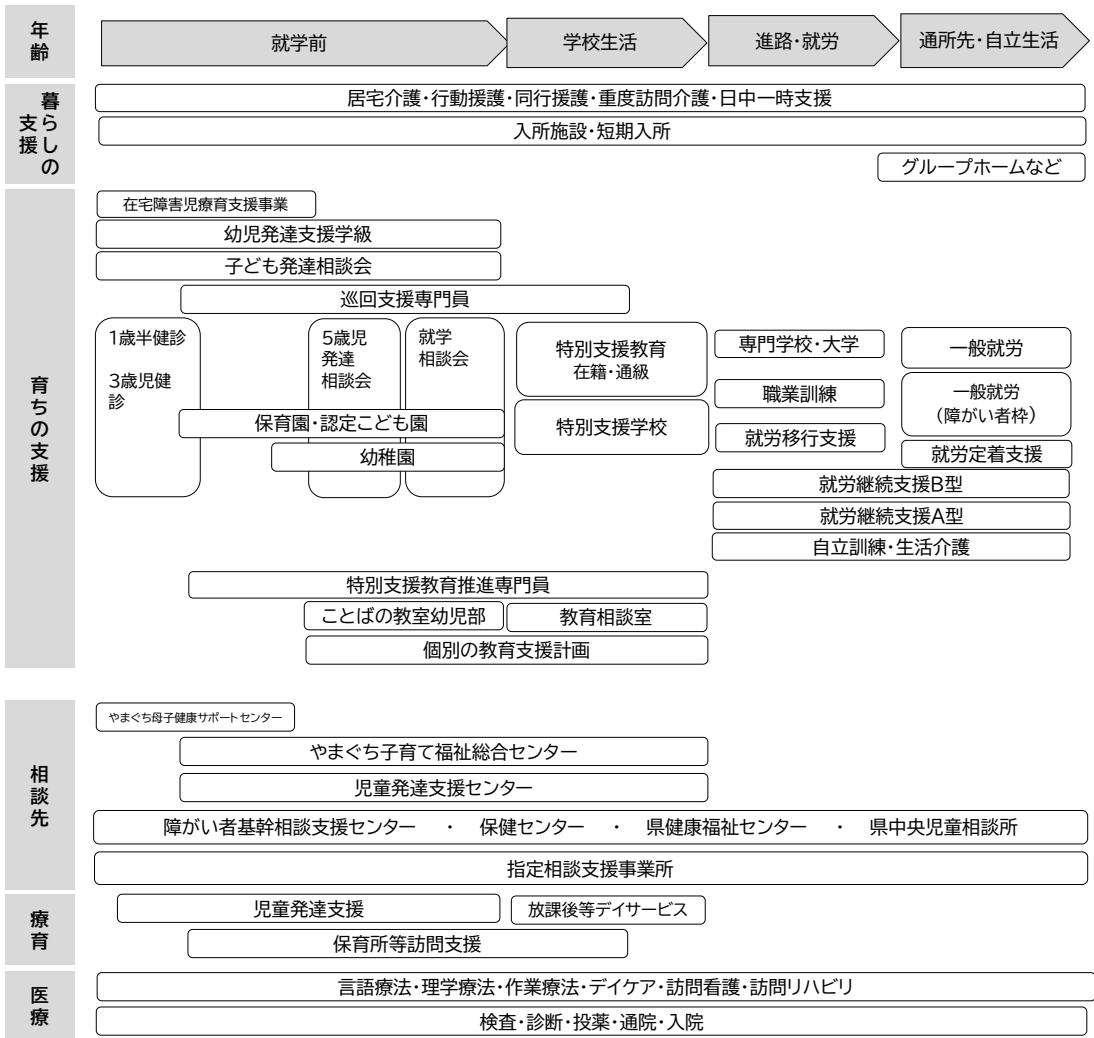
【施策の方向性②】障がいのある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進		
具体的取組	内容	担当課
保育所等訪問支援の推進	保育所その他、集団生活を営む施設に通う児童を対象に、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を提供します。	障がい福祉課
巡回支援専門員の配置	障がい“気になる”段階から支援を行うため専門員による巡回支援を実施し、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の支援を推進します。	障がい福祉課
子どもの発達支援に関わる専門職に対する研修会の開催	保育士、幼稚園教諭、地域の保健師、相談支援専門員等が、発達障がい等の子どもの特性を理解し、支援するための専門知識を学ぶことができる機会を提供します。	障がい福祉課
特別支援教育推進専門員の配置	幼稚園・保育園等を訪問し、特別な支援が必要な子どもの保育や育児について職員や保護者に助言を行います。	学校教育課
障がい児保育の実施	保護者の就労等により保育を必要とする障がいのある児童に対して、保育園等において保育を実施します。	こども未来課 保育幼稚園課
教育環境の整備	市立幼稚園・認定こども園・小学校・中学校において、障がいのある児童・生徒等が過ごしやすい教育環境を整備するため、修繕・工事を行います。	教育施設管理課 保育幼稚園課

具体的取組	内容	担当課
インクルーシブ教育システムの推進	「交流及び共同学習」を積極的に行い、多様な子どもたちが相互の触れ合いを通じて、お互いを尊重し合い、安心して楽しく学べる学習の場を用意します。	学校教育課

【施策の方向性③】子どもの発達に関する連携した支援体制の充実		
具体的取組	内容	担当課
子どもの発達に関する関係部署との連携体制の構築の取組	発達障がい児支援として、庁内関係課が連携し、継続的かつ総合的に支援を行うための体制構築に向けた取組の強化及び支援における課題に対する対策の検討及び調整を行います。	障がい福祉課 子育て保健課 こども未来課 保育幼稚園課 学校教育課 社会教育課
児童発達支援センターの充実	児童発達支援センターの有する専門機能を活かした、障がいのある子どもやその家族への相談支援、障がいのある子どもを預かる施設への援助・助言等、地域の中核的な療育支援施設としての役割の充実を図ります。	障がい福祉課
ペアレントプログラム等の実施及びペアレントメンターの養成	ペアレントプログラム等の実施及びペアレントメンターの養成を行うことで、発達障がい者及びその家族等に対する支援体制を確保します。	障がい福祉課 県障害者支援課
発達障がい児地域支援体制強化事業の実施	発達障がい児やその家族等が適切な支援が身近な地域で受けられるよう、地域の支援機関相互の連携強化と専門性の向上を図ります。	障がい福祉課
地域自立支援協議会こども部会の活動強化	地域自立支援協議会が実施している障がいのある子どもの支援の連携強化の取組を、子育てや教育の関係者に広く周知します。 また、ライフステージに沿った切れ目のない支援を意識し、部会活動を強化します。	障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
医療的ケア児のための支援体制の充実	医療的ケア児コーディネーターの配置を進め、医療的ケア児支援のため、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。	障がい福祉課
総合療育相談事業の実施	療育相談に応じ、適切な助言・指導を行います。	県中央児童相談所 子育て保健課 障がい福祉課
幼保小連絡協議会による支援等の連携	特別な配慮や支援を必要とする幼児の、小学校教育への円滑な接続を図るため、幼稚園・保育園等と小学校の連携を図ります。	学校教育課
発達障がいに関する理解促進の取組の実施	発達障がいについての正しい知識を幅広い層に普及啓発するための広報活動に継続的に取り組みます。	障がい福祉課

保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援 連携イメージ図



施策1-4 保健・医療サービスの推進

現状

- ▽精神障がいや、常時医療的ケアを必要とする障がいのある人の地域移行・地域定着を進めるためには、福祉サービスとともに訪問看護等の保健医療サービスが適切に受けられる地域社会であることが求められています。
- ▽障がいに関する医療は高度かつ専門的なものであり、必要に応じて適切な医療が受けられるような支援が求められています。
- ▽国の「生活のしづらさなどに関する調査(平成28年)」(全国在宅障害児・者等実態調査)によると、概ね6か月以内の医療機関への受診頻度状況について、月に1回以上通院している人の割合は、71.8%でした。
- ▽同じく、国の「生活のしづらさなどに関する調査(平成28年)」によると、在宅障がい者における障がいの原因について、65歳未満、65歳以上ともに「病気」と答えた人の割合が最も高く、65歳未満では36.0%、65歳以上では57.2%となっており、生活習慣病等によっても障がいが発生していることが分かります。

課題

- ▼障がいの発生を未然に防ぐため、心疾患・脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病などの生活習慣病を予防するとともに、安全な妊娠・出産・育児を支援する必要があります。
- ▼障がいのある人が必要な医療を受けられるよう、医療費の軽減を図る必要があります。



施策の方向性

乳幼児期を中心とした、健康診査や保健指導・相談事業等、早期発見と早期支援体制を充実させることにより、障がいの軽減や健やかな成長を支援します。また、障がいの原因となる生活習慣病等の予防・早期発見に取り組むとともに、心身の健康づくりを支える保健サービスを提供します。

障がいのある人が、適切な医療を受けることができるよう、支援体制を整備することで、障がいのある人の地域生活を支えます。

- ①疾病等の予防または早期発見等の取組を推進します。
- ②医療費の経済的負担の軽減を図ります。

【施策の方向性①】疾病等の予防または早期発見等の取組の推進

具体的取組	内容	担当課
妊婦一般健康診査の実施	妊婦の疾病の早期発見と保健管理の向上のための妊婦に対する健康診査を実施します。	子育て保健課
新生児聴覚検査費用の助成	先天性難聴を早期に発見するために行う検査費用の助成を行います。	子育て保健課
乳幼児一般健康診査の実施 【再掲】	乳幼児の疾病の早期発見と適切な保健指導のための乳幼児に対する健康診査を実施します。	子育て保健課
5歳児発達相談の実施 【再掲】	発達が気になる子どもとその保護者を支援するため、保健・教育・福祉等の関係機関が連携し、スムーズな就学に向けて支援します。	子育て保健課 保育幼稚園課 学校教育課
母子相談の実施	各保健センター等で個別に育児相談を実施します。	子育て保健課
母子訪問指導の実施	妊産婦、乳幼児等に対する家庭訪問による保健指導を実施します。	子育て保健課
幼児発達支援学級の実施 【再掲】	発達に不安のある子どもとその保護者等を対象に、小集団での遊びを通して、親子の関わりや子どもの伸びる力を支援する学級を実施します。	子育て保健課 保育幼稚園課

具体的取組	内容	担当課
健康診査の実施	疾病の早期発見と健康の保持増進のための成人に対する健康診査と各種がん検診を実施します。	健康増進課 保険年金課
生活習慣病予防事業の実施	生活習慣病予防のための健康教育や健康相談、訪問指導等を実施します。	健康増進課
精神保健業務の実施	こころの相談窓口の周知やセルフケアなど心の健康づくりについての啓発活動を実施します。	健康増進課

【施策の方向性②】医療費の経済的負担の軽減

具体的取組	内容	担当課
自立支援医療費(更生医療)の給付	18歳以上の身体に障がいのある人の、障がいを除いたり、軽減するための医療費の一部を助成します。	障がい福祉課
自立支援医療費(育成医療)の給付	18歳未満の、身体に障がいのあるこども等の、障がいを除いたり、軽減するための医療費の一部を助成します。	障がい福祉課
自立支援医療費(精神通院)の申請受付	精神に疾患がある人が精神科等に通院する際に医療費助成を受けるための受給者証申請受付窓口を設置します。	障がい福祉課
重度心身障害者医療費の助成	心身に重度の障がいのある人の保険診療による医療費の自己負担分を助成します。	保険年金課

基本方針2 社会参加促進及び雇用・就業のための環境づくりの推進

施策2-1

スポーツ・文化芸術活動等のあらゆる分野の活動に参加できる環境づくり

現状

- ▽令和3年に開催された東京2020パラリンピック競技大会を契機として、障がい者スポーツへの関心が高まっています。
- ▽スポーツやレクリエーション活動は、障がいのある人の体力の増強や交流、余暇の充実に寄与することが期待できます。
- ▽令和3年度のスポーツ庁調査によると、障がい者(成人)の週1回以上のスポーツ実施率は31.0%(成人全般の実施率は56.4%)にとどまっています。
- ▽障がいのある人が文化芸術等の活動に参加することは、障がいのある人の生活を豊かにするとともに、市民の障がいへの理解と認識を深め、障がいのある人の自立と社会参加を促進するものです。
- ▽平成30年6月に、文化芸術活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

課題

- ▼障がいのある人が、あらゆる活動に参加するための支援が求められています。
- ▼障がい者スポーツ等の一層の普及促進に取り組む必要があります。
- ▼障がいのある人が活動に参加しやすい環境を整備する必要があります。



施策の方向性

スポーツ・文化芸術等の活動は、障がいの有無にかかわらず、生きがいにつながるとともに、活動を通じた地域における様々な交流機会にもなることから、能力や個性、意欲に応じて積極的に参加できる環境づくりを推進します。

①障がいのある人がスポーツや文化芸術等に親しむことのできる環境整備を推進します。

②障がいのある人がスポーツや文化芸術活動等に気軽に参加できるよう、支援体制の充実を図ります。

【施策の方向性①】 スポーツや文化芸術等に親しむことのできる環境整備		
具体的取組	内容	担当課
スポーツ・文化芸術活動等に関する情報提供の充実	市ウェブサイト等を活用した情報提供の充実を図ります。	障がい福祉課 スポーツ交流課 文化交流課
スポーツ・文化芸術活動等関係施設のユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進	各関係施設のユニバーサルデザインとバリアフリー化など、障がいのある人も活動に親しむことのできる、また、観戦・鑑賞できる環境整備を推進します。	スポーツ交流課 文化交流課 観光交流課 協働推進課 社会教育課 等 スポーツ・文化施設 所管課
レクリエーション活動の促進	障がい者の交流、余暇の充実を図るため、各種レクリエーション活動への参加を促進します。	障がい福祉課
障がいの有無にかかわらず楽しめるスポーツ活動の推進	障がいの有無にかかわらず、スポーツ活動に参加できるよう、障がい者スポーツの魅力発信や体験する機会の創出を図ります。	スポーツ交流課 障がい福祉課
障がい者スポーツ指導員やボランティアの育成	障がい者スポーツやレクリエーション活動を支える指導者やボランティアの育成を行います。	スポーツ交流課 障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
地域交流センターにおける講座・イベントの開催	地域交流センターにおいて実施される講座やイベントの開催時、障がいのある人も参加しやすい事業企画や広報の工夫等の取組を推進します。	協働推進課 社会教育課 地域交流センター
全国大会出場者等への激励	世界大会・全国大会等に出場する選手に、賞賜金を支給します。	障がい福祉課
大会等の運営支援	全国障害者スポーツ大会派遣選手選考会の運営や、山口県障害者芸術文化祭への支援を行います。	障がい福祉課
障がいの有無にかかわらず楽しめる文化芸術活動の推進	障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造することができるよう、障がい者が参加しやすい文化事業を促進する取組や、鑑賞しやすい環境づくりを推進します。	文化交流課 障がい福祉課
障がい者の施設利用割引制度の実施【再掲】	障害者手帳の交付を受けている人が施設を利用する場合の利用料金の割引制度を設けます。また、障害者手帳の代わりに、スマートフォン向け障害者手帳アプリの画面を提示することで利用料金の割引が受けられるよう、「ミライロID」を導入します。	各施設所管課

【施策の方向性②】 活動に参加できる支援体制の充実		
具体的取組	内容	担当課
移動支援事業の実施【再掲】	屋外で移動が困難な障がいのある人が社会参加のために外出する際に、移動の安全を図るための支援を行います。	障がい福祉課
福祉タクシー料金助成事業の実施【再掲】	障がいのある人がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する制度を実施します。	障がい福祉課
福祉優待バス乗車証交付事業の実施	身体障害者手帳3級以上、療育手帳Aまたは精神障害者手帳1級～2級の所持者にバス無料乗車証を交付します。 また、本市に居住している70歳以上の人に、1乗車100円で利用できる乗車証を交付します。	障がい福祉課 高齢福祉課
自動車運転免許取得費助成事業の実施	障害者手帳所持者が免許取得に要した費用の一部を助成します。	障がい福祉課
自動車改造費助成事業の実施	身体障害者手帳所持者が自ら運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。	障がい福祉課
リフト付き自動車改造等助成事業の実施	身体障がい者がいる世帯員に対し、身体障がい者が車いすに乗ったままで自動車を乗降できるよう、自動車をリフト付きもしくは超低床に改造する費用等を助成します。	障がい福祉課
手話通訳者設置事業の実施	山口市社会福祉協議会に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者のコミュニケーションが円滑に行われるよう、情報提供や相談支援を行います。	障がい福祉課
手話通訳者等派遣事業の実施	聴覚障がい者のコミュニケーション確保のため、手話通訳者・奉仕員の派遣を行います。	障がい福祉課
要約筆記者派遣事業の実施	聴覚障がい者のコミュニケーション確保のため、要約筆記者の派遣を行います。	障がい福祉課
点字・音訳広報発行事業の実施	市報を点字・音訳したものを、希望する障がいのある人に配布します。	障がい福祉課

施策2-2 雇用・就業の促進

現状

- ▽山口公共職業安定所管内の令和3年の民間企業における障がい者雇用人数は、前年と比較し微増となっています。
- ▽令和3年3月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになりました。
民間企業:2.3% 国、地方公共団体:2.6% 都道府県等の教育委員会:2.5%
- ▽平成25年4月に、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)が施行され、官公庁から障害者施設等への優先的な調達を行うこととされ、福祉的就労の場での利用者工賃向上に向けた取組が求められています。
- ▽本市と山口労働局は平成29年7月に「山口市雇用対策協定」を締結し、障がいのある人の雇用対策に協働して取り組むこととしました。
- ▽本市では、令和元年度に障がい者雇用推進室を職員課内に設置し、市職員の障がい者雇用の推進に取り組んでいます。
- ▽市内の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、障がい者の就労支援で必要なことについて、「職場の障がい者理解」が30.4%と最も高くなっています。

課題

- ▼障がいのある人の希望する就労先や雇用形態は様々であり、その人に合った就労に繋がる支援を進める必要があります。
- ▼障がい者雇用に関する取組では、障がい者理解を促進する取組とともに、行政機関、福祉事業所、企業等の連携した取組が必要です。
- ▼福祉的就労の場での工賃向上の取組を進める必要があります。



施策の方向性

働くことは、自立した生活の基盤となるとともに、生きがいや社会参加の面でも重要な要素となっています。

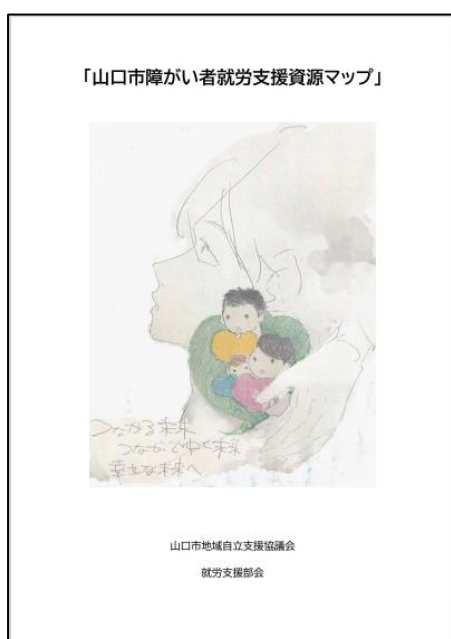
また、福祉的就労の場は、日中活動の場、社会参加の場、民間企業へ就労するための訓練の場として重要な役割を果たしており、個々の状況に応じた福祉サービスの提供が求められています。

- ①障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択の支援の充実に努めます。
- ②福祉的就労における工賃向上等への支援を推進します。
- ③関係機関との連携による取組を推進します。

【施策の方向性①】障がいの特性や個々の能力に応じた職業選択支援の充実		
具体的取組	内容	担当課
障害福祉サービス給付事業の実施【再掲】	障害福祉サービスの「就労移行支援」「就労継続支援」「就労定着支援」「就労選択支援」を給付します。	障がい福祉課
就労選択支援の推進【再掲】	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスを推進します。	障がい福祉課
就労に関する相談支援の充実	継続した就労等が難しく、「働きにくさ」を感じている人のために障がい者基幹相談支援センターでの相談対応を充実させ、専門の窓口との連携を図ります。	障がい福祉課
障がい者就労系事業所の周知	「山口市障がい者就労支援資源マップ」を作成し、サービスの利用の仕方や各事業所の特色などの分かりやすい情報を市ウェブサイト等で周知します。	障がい福祉課
市の障がい者雇用の推進	市職員の障がい者雇用の推進とともに安心して働くことができる環境を整えます。また、市職員への研修等を通じて、障がい者雇用に対する理解を深めます。	職員課

【施策の方向性②】福祉的就労における工賃向上等への支援		
具体的取組	内容	担当課
障害者就労施設等からの優先調達の実施	「山口市における障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、物品や役務の調達にあたっては、障害者就労施設等から優先的に調達を行います。	障がい福祉課 各課
福祉施設・作業所の自主製品等の周知	市公共施設等での福祉施設や作業所の自主製品等の展示や販売を推進します。	障がい福祉課

【施策の方向性③】関係機関との連携による取組の推進		
具体的取組	内容	担当課
地域自立支援協議会就労支援部会の活動強化	地域自立支援協議会の活動を強化し、障がい者の就労機会につながるように、ハローワーク(公共職業安定所)をはじめとする関係機関と連携した取組を行います。	障がい福祉課
「山口市雇用対策協定」による取組	平成29年7月に締結された、「山口市雇用対策協定」に基づき、障がいのある人の雇用機会の創出に向けた取組を行います。	ふるさと産業振興課 障がい福祉課
農福連携の推進	農業の担い手不足と障がいのある人の就労のマッチングを行い、障がい者雇用の場を創出します。	農業政策課



山口市地域自立支援協議会就労支援部会作成
「山口市障がい者就労支援資源マップ」

2次元コード →



基本方針3 共に理解し支えあい、安心して暮らせるまちづくりの推進

施策3-1 支えあう市民意識の醸成

現状

- ▽平成23年の「障害者基本法」改正により、「障害者の定義」が、従来の心身の機能の障がいのみ起因とする、いわゆる「医学モデル」の考え方から、障がい者が日常生活または社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方に見直され、その範囲が拡大されています。
- ▽平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」は、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もがお互いの個性と人格を尊重し、理解し合うことによって、共生社会を実現することを目指しています。この法律は、行政機関や事業者を対象としていますが、同法に基づき国が策定した基本方針では、「障がい者差別が本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識し、法の趣旨について理解を深めることが不可欠」としています。
- ▽令和4年12月に実施した、「山口市まちづくりアンケート」によると、障がいのある人への理解が深まってきていると思う市民の割合が、51.3%となっています。
- ▽市内の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、回答した人の約3割が障がいがあることで差別を受けたり、嫌な思いを経験しており、そのうち約4割が「学校・仕事場」、約3割が「外出先」、約2割が「住んでいる地域」となっています。
- ▽令和4年4月に施行された「山口市みんなの手話言語条例」では、手話は言語であるという認識に基づき、手話への理解の促進及び手話の普及に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。

課題

- ▼障害者差別解消法の趣旨を理解し、誰もが暮らしやすい社会をつくるための行動が、市民一人ひとりに求められています。
- ▼見た目では分かりづらい、内部障がいや発達障がい、難病のある人等への理解を深める必要があります。



施策の方向性

障がいのある人の抱える課題は、すべての人々の課題であるということ、また、暮らしやすい地域をつくることはすべての人々の利益につながるという認識のもと、お互いの人格と個性を尊重しながら、共に支えあう自立と共生の地域社会を実現するための取組が求められています。

①「社会モデル」に基づく「障がいのある人」の定義や、障がい、特に見た目では分かりづらい、内部障がいや発達障がい、難病等についての正しい理解を促進します。また、ボランティア団体などが行う啓発事業やイベント、市民の主体的な学習活動などを支援します。さらに、地域での各種行事等へ障がいのある人が参加し、交流が促進される取組を推進します。

【施策の方向性①】正しい理解の促進

具体的取組	内容	担当課
啓発活動の推進	障害者週間(12月3日～12月9日)、世界自閉症啓発デー(4月2日)、発達障害啓発週間(4月2日～4月8日)、手話言語の国際デー(9月23日)、世界ダウン症の日(3月21日)などの機会を活用し、障がいや障がいのある人に関する情報を様々な媒体により提供し、市民の正しい理解の普及を図ります。また、障がい者団体・ボランティア団体が実施する、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を支援します。	障がい福祉課
市広報等を活用した障がい者理解に関する積極的な広報の実施	市報や市ウェブサイト、ケーブルテレビ等を活用して、障がいの理解促進に関して積極的に情報発信を実施します。	障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
障がいのある人に関するシンボルマークの周知	障がいのある人への理解や支援の一助となるよう「サポートマーク」や「ヘルプマーク」などの周知や普及を図ります。	障がい福祉課
あいサポート運動の周知	山口県が、他県と連携して取り組んでいる、障がいのある人へのちょっとした配慮を実践する「あいサポート運動」の普及啓発に取り組みます。	障がい福祉課
市民公開講座の開催	障がいへの理解促進を図るため、関係機関等との連携や共催により、市民公開講座を継続して開催します。	障がい福祉課
意思疎通事業普及啓発に係る体験講座の開催	意思疎通支援の普及啓発を図るため、手話、要約筆記、点字、音声訳、盲ろう者介助・通訳等の体験講座を開催します。	障がい福祉課
お気軽講座の開催	市民10人以上のグループや団体が、障がいをテーマとしたお気軽講座を活用することで、市の取組や障がいへの理解や関心を深めます。	社会教育課 障がい福祉課
人権学習講座の開催	市民一人ひとりが人権を尊重するまちの実現、また、あらゆる人が自分らしく活躍できる共生社会の実現を図るため、市民、PTA及び地域人権学習推進組織等と連携しながら、人権教育や啓発活動を行います。	人権推進課
地域交流センターにおける講座・イベントの開催【再掲】	地域交流センターにおいて、障がいの有無にかかわらず参加できる講座やイベント(スポーツイベントも含む)を開催し、地域交流や障がいについての理解の促進を図ります。また、講座等の開催時、障がいのある人も参加しやすい事業企画や広報の工夫等の取組を推進します。	協働推進課 社会教育課 地域交流センター

施策3-2 合理的配慮の推進

現状

▽平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、国や市町村といった行政機関や、会社やお店などの民間事業者による、障がいのある人に対する「障がいを理由とする差別」をなくし、すべての人が障がいのあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しあいながら共生できる社会をつくることを目的としています。

▽市内の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、障がい者差別がなくなるために必要な配慮や取組について、「障害者差別解消法の周知」と回答した人が44.0%と最も高くなりました。

「障がいを理由とする差別」とは

【不当な差別的取扱い】

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

【合理的配慮の不提供】

障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(「合理的配慮」)を行うことが求められます。こうした配慮を行わないことで、障がいのある人の権利利益が侵害される場合も、差別にあたります。

課題

▼障害者差別解消法において、行政機関等や民間事業者は、不当な差別的取扱いを行うことが禁止されています。また、合理的配慮について、行政機関等については法的義務、民間事業者については努力義務とされています。なお、この法律は、一般個人は対象にしていませんが、国民の責務として、障がいを理由とする差別の解消に向けて努力するよう求めています。（令和3年6月に公布された改正障害者差別解消法では、令和6年4月から民間事業者に対し合理的配慮を義務付けすることになっています。また、山口県において、「障害のある人もない人も共に暮らしやすい山口県づくり条例」が令和4年10月に公布・施行され、民間事業者に対する合理的配慮の義務付けが令和5年4月から適用されます。）

	不当な差別的取扱い	障がいのある人への合理的配慮
国の行政機関・地方公共団体等	<禁止>	<法的義務>
民間事業者	<禁止>	<努力義務> ⇒法改正により、令和6年4月から法的義務化

▼地方公共団体は、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮」について、職員が適切に対応するために必要な要領を定めるよう努めなければならないとされています。本市では、この要領を平成28年4月に定めており、その確実な実施が求められています。

施策の方向性

- ①障害者差別解消法の理解を深め、本市における合理的配慮のさらなる推進を図ります。

【施策の方向性①】障害者差別解消法の理解と合理的配慮のさらなる推進		
具体的取組	内容	担当課
市役所における合理的配慮の実施	本市の対応要領に沿った対応を確実に実施できるよう、合理的配慮に関する研修会を行うとともに、相談対応責任者を各所属に配置し、障がいのある人からの苦情等への対応を行います。	障がい福祉課 各課
市発行の印刷媒体への合理的配慮の推進	聴覚障がいのある人への配慮として、問い合わせ担当課のFAX番号の掲載や、視覚障がいのある人への配慮として、封筒への担当課や電話番号の点字表示を推進します。また、ユニバーサルデザインフォント(読みやすい字体)や見えやすい色などの使用を推進します。	障がい福祉課 各課
民間事業者における合理的配慮への意識啓発及び支援	障害者差別解消法についての意識啓発を推進し、民間事業者における合理的配慮の実施を支援します。	障がい福祉課
市の障がい者雇用の推進【再掲】	市職員の障がい者雇用の推進とともに安心して働くことができる環境を整えます。また、市職員への研修等を通じて、障がい者雇用に対する理解を深めます。	職員課
山口市障がい者差別解消支援協議会の開催	障がい者差別に関する情報を共有し、差別の解消に向けた取組を継続します。また、障がいを理由とする差別の解消の推進に向けた施策策定に向けた検討を行います。	障がい福祉課

施策3-3 ユニバーサルデザインの推進

現状

- ▽平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」では、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」と定められています。
- ▽「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(通称:バリアフリー法)」に基づく公共施設や交通機関におけるバリアフリー化等については、個々の障がいのある人に対して行われる合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることとされています。また、令和2年5月公布(令和3年4月施行)の改正バリアフリー法では、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実など、ソフト対策を強化することとされました。
- ▽平成30年12月に施行された「ユニバーサル社会実現推進法」では、「地方公共団体は、ユニバーサル社会の実現に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する責務を有する」と定められています。
- ▽令和4年5月に施行された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」では、障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進は、可能な限り、「障がいの種類・程度に応じた手段の選択ができる」、「日常生活等を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができる」、「障がい者でない者と同内容の情報を同一時点において取得できる」、「情報通信技術の活用等を通じて行う」と定められています。
- ▽市内の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、障がいのことや福祉サービスに関する情報の取得先について、身体障がいのある人では「行政機関の広報誌」、知的障がいのある人では「サービス事業所の人や施設職員」、精神障がいのある人では「インターネット」と「かかりつけの医師や看護師」、発達障がいのある人では「インターネット」と回答した人が最も多くなっており、障がいの特性により、利用する媒体が異なることがうかがえます。

課題

様々なバリア(社会的障壁)は、基本目標に掲げる「地域社会での共生」を推進する上で、除去していく必要があります。

▼障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

▼手話言語を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図る必要があります。

施策の方向性

障がいのある人が、自立した豊かな生活を送るためには、住宅をはじめ、交通機関、道路、公園等の公共的施設が利用しやすく、人にやさしく配慮されたものとなる必要があります。また、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進が、障がいのない人による情報の十分な取得及び利用並びに円滑な意思疎通にも資するものであることを認識しつつ、取組の充実を図る必要があります。

- ①ユニバーサルデザインの考え方や「山口市ユニバーサルデザイン推進検討会」でいただいたご意見等を踏まえ、公共施設等のユニバーサルデザインを推進します。
- ②障がいのある人が必要な情報にアクセスすることができるよう、情報アクセシビリティの向上と、円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援の充実を図ります。

【施策の方向性①】公共施設等のユニバーサルデザインの推進		
具体的取組	内容	担当課
ユニバーサルデザインの推進	本市の公共施設の整備にあたり、ユニバーサルデザインの視点に立ったニーズの把握や評価を行うとともに、障がい者から意見聴取を行う会議体である「山口市ユニバーサルデザイン推進検討会」を開催します。また、市民に対して、ユニバーサルデザインの考え方について普及啓発を図ります。	障がい福祉課
公共施設のユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進【再掲】	各関係施設のユニバーサルデザインとバリアフリー化を進めます。	本庁舎整備推進室 湯田温泉パーク整備推進室 観光交流課 スポーツ交流課 文化交流課 協働推進課 社会教育課 建築課 等 各施設所管課
山口市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化の推進	重点整備地区を選定するなど、バリアフリー化について、ソフト、ハード両面から推進します。	都市計画課
道路バリアフリー化の実施	歩行者の安全を確保するため、歩道の設置や拡幅等を行います。	道路河川建設課
移動機器の貸出	中心商店街での移動や買い物等の負担を軽減するため、移動機器(車いすやシルバーカー等)を貸し出します。	高齢福祉課
インクルーシブ遊具の設置	市所管の都市公園において、障がいの有無に関わらず、子ども達が安全に安心して遊ぶことが出来るインクルーシブ遊具の導入を検討します。 また、幼児教育・保育における誰もが等しく学び、遊べる環境づくりのため、保育施設等へのインクルーシブ遊具の導入について検討します。	都市整備課 保育幼稚園課

具体的取組	内容	担当課
やまぐち障害者等専用駐車場利用証制度の推進	障がいのある人等歩行が困難な人のために、優先駐車場を確保するとともに、利用証を交付します。	障がい福祉課

【施策の方向性②】情報アクセシビリティの向上と意思疎通支援の充実		
具体的取組	内容	担当課
点字・音訳広報発行事業の実施【再掲】	市報を点訳・音訳したものを、希望する障がいのある人に配布します。	障がい福祉課
市発行の印刷媒体への合理的配慮の推進【再掲】	聴覚障がいのある人への配慮として、問い合わせ担当課のFAX番号の掲載や、視覚障がいのある人への配慮として、封筒への担当課や電話番号の点字表示を推進します。また、ユニバーサルデザインフォント(読みやすい字体)や見えやすい色などの使用を推進します。	障がい福祉課 各課
行政手続きにおけるデジタル化の推進	手続きに係る負担軽減を図るため、インターネットでできる手続きの充実や窓口においても手書きの負担軽減等を図ることができる仕組みづくりを推進します。	デジタル推進課 総務課 障がい福祉課
視覚障がい者等の読書環境の整備をはじめとした図書館サービスの充実	各種障がい者サービスを充実させ、情報の入手に困難を感じる人が必要な情報を入手できるような図書館サービスの充実を図ります。	中央図書館
市主催行事への手話通訳者・要約筆記者等の設置	市主催行事への手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員の設置を推進します。	障がい福祉課 各課
手話通訳者設置事業の実施【再掲】	山口市社会福祉協議会に手話通訳者を配置し、聴覚障がい者のコミュニケーションが円滑に行われるよう、情報提供や相談支援を行います。	障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
手話通訳者等派遣事業の実施【再掲】	聴覚障がい者のコミュニケーション確保のため、手話通訳者・奉仕員の派遣を行います。	障がい福祉課
要約筆記者派遣事業の実施【再掲】	聴覚障がい者のコミュニケーション確保のため、要約筆記者の派遣を行います。	障がい福祉課
手話奉仕員養成研修事業の実施	手話奉仕員の養成研修を行います。	障がい福祉課
手話奉仕員養成講座修了者のステップアップ講座の実施	手話通訳者養成に繋げるため、手話奉仕員養成講座修了者向けのステップアップ講座を開催します。	障がい福祉課
朗読奉仕員養成研修事業の実施	朗読奉仕員の養成研修を行います。	障がい福祉課
意思疎通支援人材の確保	手話通訳者や要約筆記者といった意思疎通支援人材を確保するため、また、手話奉仕員養成事業の講師確保のため、資格取得に要した受講料等の一部助成を行います。	障がい福祉課
デジタル技術を活用した情報提供・コミュニケーション支援の充実	市ウェブサイトやテレビ電話、遠隔手話・要約筆記サービスをはじめ、デジタル技術を活用した情報提供や先進的なコミュニケーションツールを活用し、支援の充実に取り組みます。	障がい福祉課 デジタル推進課 広報広聴課 各課
電話リレーサービスの周知	緊急通報対応や24時間対応も可能な、公共インフラとしての電話リレーサービスが、市民に広く認知及び理解されるよう周知を図ります。	障がい福祉課
手話言語を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進	手話言語を含めた障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の理解及び利用の促進を図ります。また、市の窓口対応において、障がいのある人の視点に立ち、関係課間での情報の共有、記入用紙等における分かりやすい用語の使用、簡素化等について検討し、窓口等における手続きの負担軽減を図ります。	障がい福祉課 各課

具体的取組	内容	担当課
コミュニケーション支援ボードの利用の促進	コンビニエンスストアやスーパーマーケットなどの商店や医療機関等のコミュニケーション支援ボードの利用を促進します。	障がい福祉課
選挙における配慮の実施	立候補者の氏名等を点訳したものを投票所に配置するほか、選挙公報の音訳版を希望する視覚障がい者に配布します。また、投票所にコミュニケーション支援ボードやスロープを設置する等バリアフリー化を進め、障がいのある人が投票しやすい環境を整えます。	選挙管理委員会事務局

「電話リレーサービス」は、聴覚や発話に困難がある方ときこえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

電話リレーサービスは、こんな時に役立ちます。

- 緊急通報
- 仕事のやりとり
- 病院への連絡
- 家族や友人との会話

施策3-4 安心できる生活の支援

現状

- ▽障害者基本法では、障がいのある人の性別・年齢・障がいの状態及び生活実態に応じた防災及び防犯支援、消費者としての障がい者の利益の擁護及び増進、情報の利用におけるバリアフリー化等の必要な施策を講じなければならないとされています。
- ▽市内の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、成年後見制度の認知度について、「名前も内容も知っている」が29.1%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が31.5%でした。
- ▽同じく、市内の障害者手帳所持者を対象としたアンケート調査によると、火事や災害時に困ることについて、「安全なところまで、迅速に避難することができない」(46.2%)、「投薬や治療が受けられない」(45.5%)、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(36.4%)、「避難状況、避難場所などの情報が入手できない」(22.0%)」の順で高くなっています。

課題

- ▼将来の生活維持や財産管理等の面での支援が求められています。
- ▼緊急時や災害発生時、また、感染症感染拡大時における、障がいのある人特有の備えの周知や、情報の伝達方法、避難生活での配慮等に対応する必要があります。

施策の方向性

障がいのある人が、地域で安心して日常生活を送るためには、障がい特性に応じた配慮や対策が必要であり、障がいのある人自身や家族はもとより、関係機関や周囲の住民等と連携・協力して、障がいのある人が安心できる生活を支援していきます。

- ①障がいのある人の権利擁護の推進と虐待防止に取り組みます。
- ②緊急時や災害発生時等における支援体制づくりを推進します。

【施策の方向性①】権利擁護の推進、虐待の防止		
具体的取組	内容	担当課
山口市成年後見センターによる相談支援の実施【再掲】	判断能力が十分でない方やその家族、支援者などからの成年後見制度の利用に関する相談支援を実施し、市民の財産と権利を守るための支援を進めていきます。	高齢福祉課 障がい福祉課
成年後見制度利用支援事業の実施	成年後見制度の広報・啓発に努めます。高齢者、知的・精神障がい者等で身寄りのない人について、市が代わって申立人となるほか、後見人への報酬支払いが困難な人に対して報酬の助成を行うことにより、適切な制度利用につなげます。また、本市における法人後見の活動を安定的に実施するために関係法人等との連携を図ります。	高齢福祉課 障がい福祉課
虐待防止センターの設置	障がい者虐待防止センターにおいて、広く通報を受け入れ、相談等に応じ迅速に対応します。また、虐待防止の広報・啓発を行い、虐待防止と早期発見に取り組めます。	障がい福祉課
山口市障がい者虐待防止ネットワーク推進会議の開催	障がい者虐待の防止に向けて、関係機関の連携強化を図るとともに、早期発見や未然防止対策等の協議を継続して行います。	障がい福祉課
選挙における配慮の実施【再掲】	立候補者の氏名等を点訳したものを投票所に配置するほか、選挙公報の音訳版を希望する視覚障がい者に配布します。また、投票所にコミュニケーション支援ボードやスロープを設置する等バリアフリー化を進め、障がいのある人が投票しやすい環境を整えます。	選挙管理委員会事務局
消費者被害防止の取組の実施	消費相談の利用や、相談支援事業所との連携により、買い物トラブルや悪徳商法等の被害防止のための情報提供や啓発を図ります。	生活安全課 障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
山口市消費者安全確保地域協議会(見守りネットワーク)の開催	関係機関の連携を図り、高齢者、障がい者の消費者安全確保の見守りを行うため、被害の早期発見、未然防止対策等の協議を行います。	生活安全課 障がい福祉課 高齢福祉課
「障がい福祉のご案内」の発行	障がい者福祉に関する各種事業を総合的に編集した「障がい福祉のご案内」を見やすく、情報を網羅したものに改訂するとともに、必要な情報が必要としている人に伝わるよう、周知・配布方法の検討を行います。	障がい福祉課

【施策の方向性②】緊急時や災害発生時等における支援体制づくりの推進		
具体的取組	内容	担当課
緊急時対応の充実	ひとり暮らし高齢者及び重度身体障がい者等に緊急通報システムを貸与し、急病や災害等の緊急時に対応します。 また、行方不明者の早期発見等に資する「山口市ほっと安心ネットワーク」事業による取組を進めます。	高齢福祉課 障がい福祉課
避難所運営の充実	障がいのある人へ配慮した避難所運営を進めます。	防災危機管理課 障がい福祉課
福祉避難所の指定	障がいのある人や高齢者等、災害弱者が優先的に避難できる、福祉避難所の指定を引き続き進めます。	防災危機管理課 障がい福祉課
災害時における支援体制の整備	災害対策基本法により定められた「避難行動要支援者名簿」を整備し、避難マイプラン(個別計画)を作成するなど、関係機関との連携、市民との協働による支援体制の構築を進めます。 また、障がいのある人が防災情報を確実かつ迅速に受け取れるよう、障がいの特性に応じた情報伝達方法について取組を進めます。	防災危機管理課 地域福祉課 高齢福祉課 介護保険課 障がい福祉課

具体的取組	内容	担当課
電話リレーサービスの周知 【再掲】	緊急通報対応や24時間対応も可能な、公共インフラとしての電話リレーサービスが、市民に広く認知及び理解されるよう周知を図ります。	障がい福祉課
110番アプリシステムの周知	聴覚に障がいのある人など、音声による110番通報が困難な人が、スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムである110番アプリシステムの周知を図ります。	障がい福祉課
NET119緊急通報システムの周知	聴覚に障がいのある人など、音声による119番通報が困難な人が、スマートフォンなどからインターネットを利用して119番通報できるサービスであるNET119の周知を図ります。	通信指令課
感染症対策の推進	感染症及び感染防止に関する情報等について、障がいの特性に応じた適切な提供を行います。 また、障がいのある人やその家族が感染した場合の支援体制について、県や相談支援事業所等と連携し、必要なサービスや支援体制の確保を図ります。	健康増進課 障がい福祉課

施策3-5 人材の確保・育成

現状

▽各種サービス提供の場では、意思表示が困難な障がいのある人も多く、障がいの症状・特徴もしくは体調などに応じて、専門的な知識や技術に裏づけられた対応が行われています。

▽支援を必要とする障がいのある人や高齢者は、今後も増加が見込まれています。

課題

▼保健・医療・福祉分野に従事する専門職の確保が必要です。

▼様々な障がい者関連団体や事業者等と連携しながら、支援のスキルアップに向けた取組が必要です。

▼市職員には、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検討を行っていくことが求められています。

施策の方向性

障がいのある人が、自分らしく安心して暮らすためには、各種サービスの提供に関わる人材を確保することが重要です。

①各種サービスの提供を支える、専門職の確保と支援のスキルアップを図るとともに、障がい者関連団体等への支援を行います。

【施策の方向性①】専門職の確保及び支援のスキルアップと障がい者関連団体等への支援		
具体的取組	内容	担当課
地域自立支援協議会の活動強化【再掲】	地域自立支援協議会において地域全体の支援の質の向上を図るための研修会等を継続して実施します。	障がい福祉課
障がい者基幹相談支援センターの充実	障がい者基幹相談支援センター職員が、地域自立支援協議会と連携して、地域の相談支援に携わる人材の育成(研修の周知、企画、実施等)の取組、ネットワークの強化を図ります。	障がい福祉課
市職員の障害者総合支援法等の理解促進	県等が実施する障害福祉サービスに係る研修を職員が計画的に受講するよう促進します。	障がい福祉課
特別支援教育に関する教職員の研修の実施	特別支援教育に関する教職員の研修を積極的に行います。	学校教育課
手話奉仕員養成研修事業の実施【再掲】	手話奉仕員の養成研修を行います。	障がい福祉課
手話奉仕員養成講座修了者のステップアップ講座の実施【再掲】	手話通訳者養成に繋げるため、手話奉仕員養成講座修了者向けのステップアップ講座を開催します。	障がい福祉課
朗読奉仕員養成研修事業の実施【再掲】	朗読奉仕員の養成研修を行います。	障がい福祉課
意思疎通支援人材の確保【再掲】	手話通訳者や要約筆記者といった意思疎通支援人材を確保するため、また、手話奉仕員養成事業の講師確保のため、資格取得に要した受講料等の一部助成を行います。	障がい福祉課
ボランティア団体への支援	障がいのある人等に対する、ボランティアの養成や活動の事業費助成を実施します。	障がい福祉課
障がい者団体への支援	障がいのある人の社会活動を促進するため、当事者団体の運営費を助成します。また、障がいのある人の孤立防止活動や社会活動支援への事業費助成を実施します。	障がい福祉課

第5章 計画実現に向けての推進体制

1 市の推進体制

本計画を着実に推進するためには、福祉、保健、医療、教育、就労など全庁的な取組が必要なことから、庁内各課の緊密な連携を図るため、「山口市障がい福祉施策庁内推進会議」を設置し、全庁が一体となって各種施策を推進していきます。

また、障害者基本法や障害者差別解消法、障害者雇用促進法等を踏まえ、本計画を推進するために、職員対応要領による対応の実践、職員向け研修会等を通じ、障がいのある人の権利擁護に資する体制を整備するとともに、障がいへの理解と人権意識・福祉意識の高い職員の養成に努めます。

2 関係機関との連携

障がいのある人に対する取組を推進するためには、市の取組だけでなく、関係団体・機関、事業所、医療機関など幅広い分野における関係機関との連携が必要です。「山口市地域自立支援協議会」等を活用した、一層の連携強化を図ります。

3 市民や地域等との協働の推進

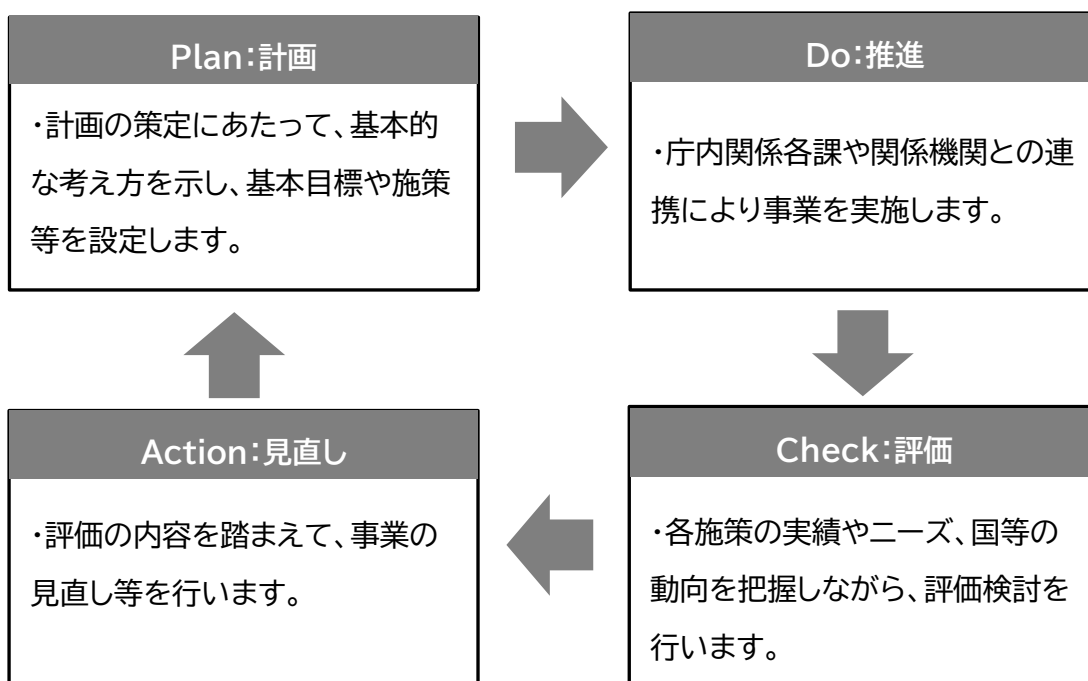
障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる環境づくりを進めていくためには、社会全体での取組が必要不可欠です。障がい者団体やボランティア団体、地域組織など、様々な団体との協働体制の強化に取り組み、障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりの一層の推進を図ります。

4 計画の普及・啓発

本計画に基づく施策を推進するためには、障がいのある人が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるといいういわゆる「社会モデル」の概念や、一人ひとりの障がい特性や障がいのある人に対する配慮等への、市民・社会全体の理解が必要不可欠です。関係機関等とも連携し、講座や市報・市ウェブサイト等を通じて、本市の障がいのある人に対する取組についての考え方や内容についての周知を図り、広く市民の理解と協力を得ながら計画を推進します。

5 計画の評価と進行管理

「PDCA」サイクルに基づいた計画の進捗管理を図るため、「山口市障がい福祉施策懇話会」「山口市地域自立支援協議会」などと協議を行いながら、各施策の実施状況などを点検します。



用語解説

【あ行】

*医療的ケア児(p4,p46,p47,p52)

日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為)を受けることが不可欠である児童(18歳以上の高校生等を含む。)

*インクルージョン(p32,p47)

「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念。

【か行】

*共生型サービス(p44)

介護保険は原則65歳以上(16の特定疾病に該当する人は40歳以上65歳未満でも介護認定を受けられる)の人が、介護申請を行い、要介護(要支援)の認定が下りた場合に介護サービスを利用できる。65歳未満の障がい者が障害福祉サービスを利用する場合は、障害者総合支援法のサービスを利用することになっている。障がい者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、介護保険が優先されるため、使い慣れた障害福祉サービス事業所を利用できなくなるケースがあり、平成27年12月に国の社会保障審議会障害者部会から見直すべきとの意見が出されていた。

共生型サービスは、これらの問題点をふまえ、障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所においてサービスを利用しやすくするという観点や、福祉に携わる人材に限りがある中で、地域の実情に合わせて、人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うという観点から、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなどについて、高齢者や障がい者が共に利用できるサービスで、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成30年4月施行)により定められた。

グループホーム(p38,p39,p40,p41,p53)

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流の下、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。障害者総合支援法においては「共同生活援助」のこと。

計画相談支援(p24,p34)

障害者総合支援法において、サービス利用支援及び継続サービス利用支援のこと。

*工賃(p32,p61,p62,p63)

物品の生産・加工に要した労働に対して支払う金銭・手間賃・工料。障がい福祉の分野では、雇用契約に基づき労働の対価として支払われるものを賃金といい、雇用契約に基づかない福祉的就労の場で行われる作業に対して支払われるものを工賃という。

*合理的配慮(p31,p32,p68,p69,p70,p71,p74)

障がいのある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

【さ行】

*セーフティネット登録住宅(p42)

高齢者、障がい者、子育て世帯等の住宅の確保に配慮が必要な人(住宅確保要配慮者)の入居を拒まない賃貸住宅のこと。住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、規模(床面積が25㎡以上)や構造(耐震基準)等について一定の基準を満たした住宅として、県に賃貸住宅を登録する。

*社会的障壁(p1,p2,p4,p6,p31,p68,p71,p72)

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。

*就労アセスメント(p40,p41,p62)

就労移行支援等の就労系サービスの意向がある障がい者との協同による、就労ニーズの把握や能力・適正の評価及び就労開始後の配慮事項等の整理のこと。

*就労移行支援(p23,p40,p53,p62)

就労を希望する人に、一定期間、生産活動その他の活動を通じて、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練等を行う。

*就労継続支援(p23,p53,p62)

(A型)通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である人に対して作業所への通所など、雇用契約に基づく就労の機会を提供する支援。
(B型)通常の事業所に雇用されることが困難で、雇用計画に基づく就労が困難である人に対して、雇用契約に基づかない作業所内における就労の機会を提供する支援。

***就労定着支援(p23,p40,p53,p62)**

一般就労した障がいのある人に対して就職先の企業や自宅への訪問等を行い、職場に定着できるよう、必要な連絡調整や指導・助言を行う支援のこと。

障害支援区分(p21)

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分のこと。

障がい者基幹相談支援センター(p33,p34,p35,p53,p62,p82)

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、相談支援体制の強化を目的として平成24年4月から設置されることとなった機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。本市では、健康福祉部障がい福祉課内に設置している。

***障がい福祉のご案内(p40,p79)**

本市の障がい者福祉に関する各種事業を総合的に編集したパンフレットのこと。

***情報アクセシビリティ(p4,p32,p71,p72,p74)**

高齢者や障がいのある人に限らず、全ての人が、様々な場面・状況下においても情報を入手・利用・意思疎通ができるようにすること。

***身体障害者相談員(p36)**

身体障害者の福祉の増進を図るべく、身体障害者の相談に応じ、その人の更生のために必要な援助を行う民間の協力者。

具体的には、身体障害者の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助するなど、福祉事務所などとのパイプ役になったり、障害者のための社会参加に関する地域活動や行事を公的機関、関係団体と協力したりする。

身体障害者手帳(p9,p11,p12,p13,p14,p42,p43,p48,p60)

身体障害者福祉法に定める障がい程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障がいの程度により1級から7級までがある(手帳交付の対象は6級まで)。

精神障害者保健福祉手帳(p9,p11,p12,p16)

一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。

成年後見制度(p35,p77,p78)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。

相談支援(p8ほか)

障害者自立支援法(現・障害者総合支援法)の改正により、平成24年4月から、相談支援の充実として、「相談支援」の定義が、基本相談支援、地域相談支援及び計画相談支援に分けられた。基本相談支援及び地域相談支援のいずれも行う事業を一般相談支援事業といい、基本相談支援及び計画相談支援のいずれも行う事業を特定相談支援事業という。

相談支援専門員(p33,p34,p50)

障がい者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

【た行】

地域移行(p32,p35,p38,p39,p41,p44,p54)

障害者総合支援法において、障害者支援施設、のぞみの園等に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者に対する住居の確保その他地域生活に移行するための相談等を供与すること。

地域活動支援センター(p36,p41)

障がい者を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障がい者の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

***地域自立支援協議会(山口市地域自立支援協議会)**

(p8,p34,p35,p42,p44,p51,p63,p82,p83,p84)

障がい者が地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援の適正な実施と障害福祉サービスの円滑な利用を図るため、地域の関係者によるネットワークの構築を推進し協議する機関。

***地域包括ケアシステム(p44)**

高齢者が要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制のこと。

知的障害者相談員(p36)

知的障がい者の福祉の増進を図るため、知的障がい者、またはその保護者の相談に応じ、指導、助言、および知的障がい者の更生のための必要な援助を行う民間の協力者のこと。

具体的には、知的障がい者の家庭における療育や生活などに関する相談に応じたり、施設入所や就学、就職などに関して関係機関に連絡したり、これらの活動を通じて住民の理解を高め、知的障がい者に対する福祉行政の改善や拡充に努めたりする。

特別支援学級(p9,p27,p28,p43,p46,p50)

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障がいをもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障がいに応じた教科指導や障がい起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障がいのある人で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援学校(p27,p28,p53)

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障がい種別に分かれて行われていた障がいを有する児童・生徒に対する教育について、障がい種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、平成18年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援教育(p43,p49,p50,p53,p82)

障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成18年6月の学校教育法等の一部改正において具現化された。具体的には、①これまでの盲・聾・養護学校を障がい種別にとられない特別支援学校とするとともに地域の特別支援教育におけるセンター的機能を有する学校とすること、②小中学校等において特別支援教育の体制を確立するとともに特別支援学級を設けること、③盲・聾・養護学校ごとの教員免許状を特別支援学校の教員免許状へ総合化を図ること等により、障がいのある児童・生徒等の教育の一層の充実を図ることとしている。

【な行】

難病(p6,p18,p21,p22,p39,p42,p64,p65)

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」のことを指す。昭和47年の厚生省(当時)の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病と定義している。なお、障害者総合支援法では、難病等(難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ)も障害者の定義に加えられた(平成25年4月1日施行)。

【は行】

*バリアフリー(p2,p3,p5,p58,p71,p73,p76,p77,p78)

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

*ひきこもり(p17,p33,p36)

学校や職場に行かず、家族以外との親密な対人関係が持てない状態が半年以上続いている状態のこと。

*福祉的就労(p32,p61,p62,p63)

障がい等の理由により一般企業等で働くことが困難な障がいのある人が、障害福祉サービスとして就労すること。(対象となるサービスは、就労移行支援、就労継続支援 等)

***ペアレントメンター(p51)**

発達障がい児の子育て経験のある親であって、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して相談や助言を行う人のこと。

【や行】

***ユニバーサル社会(p2,p71)**

障がいの有無、年齢等にかかわらず、国民一人一人が、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人一人が相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会のこと。

***ユニバーサルデザイン(p32,p58,p71,p72,p73,p74)**

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい都市や生活環境をデザインする考え方のこと。

療育手帳(p9,p11,p12,p15,p43,p60)

知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談を行うとともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障がい程度の区分も各自治体によって異なる。

WAM NETより引用

ただし*印の用語については、厚生労働省資料等から引用

計画の策定経過

開催日	審議内容等
令和3年 8月 5日	令和3年度第1回山口市障がい福祉施策懇話会 ・山口市障がい者きらめきプランの進捗状況 ・山口市障害福祉サービス実施計画の進捗状況
令和4年 3月10日	令和3年度第2回山口市障がい福祉施策懇話会 ・次期山口市障がい者きらめきプラン策定方針 ・計画策定に係るアンケートの概要
令和4年 4月 1日～ 令和4年 4月27日	障がい福祉に関するアンケート調査の実施
令和4年 5月25日～ 令和4年 6月24日	障がい児等福祉施策検討のためのアンケート調査の実施
令和4年 8月 1日	令和4年度第1回山口市障がい福祉施策懇話会 ・山口市障がい者きらめきプランの進捗状況 ・山口市障害福祉サービス実施計画の進捗状況 ・次期山口市障がい者きらめきプランの策定の考え方
令和4年 8月10日	山口市地域自立支援協議会企画運営委員会での意見聴取
令和4年11月 1日	令和4年度第2回山口市障がい福祉施策懇話会 ・次期山口市障がい者きらめきプラン素案
令和5年 1月16日	令和4年度第3回山口市障がい福祉施策懇話会 ・次期山口市障がい者きらめきプラン最終案
令和5年 2月14日～ 令和5年 3月16日	パブリックコメントの実施

山口市障がい福祉施策懇話会設置要綱

(設置)

第1条 山口市障がい福祉施策の進捗状況及び見直しについて、広く有識者等の意見を反映させるため、山口市障がい福祉施策懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、委員27人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者、障がい福祉団体関係者、公募により選出された者及び行政機関の職員、その他障がい福祉施策の推進に必要と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

(所掌事務)

第3条 懇話会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 障害者計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (3) 障害者計画の推進方策に関すること。
- (4) 障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進方策に関すること。
- (5) 地域自立支援協議会に関すること。
- (6) その他障がい福祉の向上に関すること。

(任期)

第4条 懇話会の委員の任期は、3年間とする。

2 任期途中で異動が生じた委員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置き、委員の互選によってこれを決める。

2 会長は、懇話会を総理し、懇話会を代表する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 懇話会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開により行うものとする。

(庶務)

第8条 懇話会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営にその他必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

山口市障がい福祉施策懇話会名簿

(順不同敬称略)

種 別	団体名等・役職	氏 名
学識経験者	山口県立大学社会福祉学部教授	藤 田 久 美
	山口学芸大学教育学部教授	佐 藤 真 澄
関係団体等	山口市医師会理事	鮎 川 浩 志
	吉南医師会副会長	嘉 村 哲 郎
	山口市民生委員児童委員協議会地域福祉部会長	佐々木 奉 文
	山口市障害者団体連合会会長	井 上 昇
	山口市身体障害者福祉会会長	番 屋 元 生
	山口市盲人福祉協会会長	村 岡 正
	山口市聴覚障害者福祉会会長	久 保 淑 子
	山口市腎臓病友の会会長	谷 村 律 弘
	山口地区精神保健家族会監査	林 和 子
	山口市手をつなぐ育成会会長	高 橋 幸 子
	マザーズスマイル山口代表	藤 岡 亜希子
	済生会山口地域ケアセンター事務局長	津 田 安 史
	社会福祉法人 ひらきの里施設長	松 本 正
	社会福祉法人 博愛会 地域活動支援センターやまぐち施設長	在 木 大 介
	子ども発達支援センター愛施設長	大 草 香 代
鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール施設長	三 輪 治 彦	
関係機関	山口商工会議所総務課長	柳 谷 統 子
	山口市社会福祉協議会介護・障がいサービス課長	田 中 芳 明
	山口健康福祉センター保健福祉・総務室長	徳 永 真 実
	山口警察署生活安全課長	藤 田 正 吾
	山口南警察署生活安全課長	井 川 正 道
	山口公共職業安定所専門援助部門統括職業指導官	岡 野 千 恵
	山口県立山口総合支援学校進路指導部長	岡 崎 智恵子
	山口県立山口南総合支援学校教頭	杉 原 大 輔
公募委員		武 田 美恵子

(令和5年1月16日 令和4年度第3回山口市障がい福祉施策懇話会開催時点)

山口市障がい者きらめきプラン

発行年月 令和5年3月

発 行 山口市

編 集 山口市健康福祉部障がい福祉課

〒753-8650 山口県山口市亀山町2番1号

電話 083-934-2794

FAX 083-934-4142

<http://www.city.yamaguchi.lg.jp>